# 食品表示基準Q&A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前(旧)
食品表示基準Q&A (平成27年3月30日消食表第140号)	食品表示基準Q&A (平成27年3月30日消食表第140号)
目次 はじめに~(加工-89) (略)	目次 はじめに~(加工-89) (略)
(加工-90)「 <u>食品</u> 添加物は一切使用していません」、「無添加」などと <u>食品</u> 添加物が不使用である旨の表示をすることはできますか。	(加工-90) <u>「</u> 添加物 <u>は一切使用していません」、「無添加」などと</u> 表示をすることはできますか。
(加工−91) ~ (加工−103) (略)	(加工−91) ~ (加工−103) (略)
(加工-104) 令和4年3月に、別表第9第3欄の脂質の測定及び算出の方法が、「エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法」から「ゲルベル法又は溶媒抽出-重量法」に改正となりました。この改正により抽出方法が変更になったのですか。	<u>(新設)</u>
$(加工-105) \sim (加工-226)$ (略)	(加工 $-104$ ) $\sim$ (加工 $-225$ ) (略)
(加工-227) 加工食品の容器包装に、一般的に知られていることを <u>うた</u> った場合 (例: <u>牛乳の容器包装に「牛乳にはカルシウムが豊富」)、</u> 栄養強調表示の規定に従った表示が必要となりますか。	
$(加工-228) \sim (加工-231)$ (略)	(加工 $-\frac{227}{220}$ ) $\sim$ (加工 $-\frac{230}{230}$ ) (略)
(加工- <u>232</u> ) 熱量等の低い旨の基準を満たしていない場合に、単に <u>「ライ</u> <u>ト」</u> 等と表示することはできますか。	(加工- <u>231</u> ) 熱量等の低い旨の基準を満たしていない場合に、単に <u>「ダイ</u> <u>エット」、「ライト」</u> 等と表示することはできますか。
<u>(削除)</u>	(加工-232) 糖類や食塩 (ナトリウム) 以外のものであっても、事実であれば無添加の表示は可能ですか。
(加工 $-233$ ) $\sim$ (生鮮 $-26$ ) (略)	(加工−233) ~ (生鮮−26) (略)
(生鮮-27) 水産物の原産地表示(特に貝類)について、現在の表示の方法	

と考え方、それに至る改正の経緯を教えてください。

 $(生鮮-28) \sim (生鮮-31)$  (略)

(生鮮-<u>32</u>) 輸入後<u>出荷調整や砂抜きのため</u>国内で蓄養した貝類の原産地の扱いはどうなりますか。

(生鮮-<u>33</u>) A国からアサリを輸入し、<u>放流し、その後掘り揚げた場合の原産地</u>はどのように表示すべきですか。また、放流した<u>成貝の</u>輸入アサリと国産のアサリが海浜中で混在し、掘り揚げた際に仕分けることが困難な場合は、どのように原産地を表示すればよいですか。

(生鮮-34) 輸入したアサリを2か所以上で $\overline{f}$ 成した場合、最も $\overline{f}$ 成期間の長い場所(最長の $\overline{f}$ 成地) を原産地として表示することとなりますが、 $\underline{\mathbf{Z}}$ 内で $\overline{f}$ 成した期間の確認のためにどのような書類を保存すべきですか。

(生鮮-35) 国内の他地域のアサリの稚貝を放流し、成貝に育ってから採捕 した場合にどのような書類を保存する必要がありますか。

(生鮮-36) しいたけ (原木栽培又は菌床栽培) の原産地表示について、種菌を植え付けた後に2箇所以上の産地を移動し、生産された場合、どのように表示すればいいのですか。また、現在の考え方となった経緯を教えてください。

 $(生鮮-37) \sim (生鮮-44)$  (略)

#### 第21条関係

(生鮮-45) 生鮮食品の容器包装に、一般的に知られていることをうたった場合(「みかんにはビタミンCがたくさん含まれます」)、栄養強調表示の規定に従った表示が必要となりますか。

 $(生鮮-46) \sim (生鮮-69)$  (略)

 $(添加物-1) \sim (附則-4)$  (略)

別添 製造者固有記号

(固有記号-1)~(固有記号-19) (略)

 $(生鮮-27) \sim (生鮮-30)$  (略)

(生鮮-31) 輸入後国内で蓄養した貝類の原産地の扱いはどうなりますか

(生鮮-32) A国からアサリを輸入し、国内の管理できる状態の海浜で放流 (蓄養) した場合の原産地はどのように表示すべきですか。また、放流した輸入アサリと国産のアサリが海浜中で混在し、掘り揚げた際に仕分けることが困難な場合は、どのように原産地を表示すればよいですか。

(生鮮-<u>33</u>) 水産物を2か所以上で<u>蓄養</u>した場合、最も<u>蓄養</u>期間の長い場所 (最長の<u>蓄養</u>地) を原産地として表示することとなりますが、<u>輸入したア</u>サリの輸入前の成育</u>期間の確認<u>や国内で蓄養した期間の確認はどのように</u>行うべきですか。

#### (新設)

(生鮮-<u>34</u>) しいたけ (菌床栽培) について、種菌を植え付けた<u>場所 (菌床</u> 製造地) と子実体の採取地が異なる場合でも、原産地として採取地のみを 表示すればよいのですか。

 $(加工-35) \sim (加工-42)$  (略)

(新設)

 $(生鮮-43) \sim (生鮮-66)$  (略)

 $(添加物-1) \sim (附則-4)$  (略)

別添 製造者固有記号

(固有記号-1)~(固有記号-19)(略)

(固有記号-20) データベースへの入力方法等の具体的な手続はどのように なっていますか。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、 届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法第19条第1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。 以下「旧制度」という。)に基づき取得している製造所固有記号と同じ記 号を届け出ることはできますか。

(固有記号-22) 製造所固有記号は、データベースに届出(登録)した日か ら使用することができますか。

(固有記号-23)  $\sim$  (固有記号-25) (略)

(固有記号-26) 製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
- ② 届出に必要な書類
- ③ 届出の方法
- ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
- ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認 する際にはどうすればよいか
- ⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか 等届出に係る手続について教えてください。

(固有記号-27)  $\sim$  (固有記号-31) (略)

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所(所在地)について、法人の場合、 本社の住所(所在地)を届け出ることになっていますが、包材に表示する 食品関連事業者(表示責任者)が営業所の場合、住所は、どのように届け 出ればよいでしょうか。

(固有記号-33)  $\sim$  (固有記号-50) (略)

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン〜別添 アレルゲンを含 別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン〜別添 アレルゲンを含 む食品に関する表示 (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1) ∼ (GM-3) (略)

(固有記号-20) 平成28年4月1日から運用が開始されている新しいデータ ベースへの入力方法等の具体的な手続はどのようになりますか。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、 改めて届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法第十 九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府 令第45号。以下「旧制度」という。) に基づき取得している製造所固有記 号と同じ記号を届け出ることはできますか。

(固有記号-22) 製造所固有記号は、新しいデータベースに届出(登録)し た日から使用することができますか。

(固有記号-23)  $\sim$  (固有記号-25) (略)

(固有記号-26) 新たな製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
- ② 届出に必要な書類
- ③ 届出の方法
- ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
- ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認 する際にはどうすればよいか
- ⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか 等届出に係る手続について教えてください。

(固有記号-27) ~ (固有記号-31) (略)

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所(所在地)について、新しい製造所 固有記号では、法人の場合、本社の住所(所在地)を届け出ることになっ ていますが、包材に表示する食品関連事業者(表示責任者)が営業所の場 合、住所は、どのように届け出ればよいでしょうか。

(固有記号-33)  $\sim$  (固有記号-50) (略)

む食品に関する表示 (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1) ∼ (GM-3) (略)

(GM-4)組成、栄養価等が<u>通常の農産物と</u>著しく異なる遺伝子組換え農産物及びその加工食品の表示の考え方について教えてください。

(GM-5)ステアリドン酸産生大豆とはどのような大豆なのですか。

(GM-6) (略)

(GM-7) 平成23年8月に新たにパパイヤを<u>義務表示</u>の対象に追加した経緯について教えてください

(GM-8) 令和4年3月に新たにからしなを義務表示の対象に追加した経緯について教えてください。

(削除)

(GM-9) 令和4年3月に高オレイン酸遺伝子組換え大豆を特定遺伝子組 換え農産物の対象品目から除いた経緯について教えてください。

(GM-10) ∼ (GM-37) (略)

(GM-38) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、 どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、 どのような表示が考えられますか。

(GM-39) 分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「I Pハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

(GM-40) 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合の条件が変更になりますが、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(GM-41) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認する ための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定は ありますか。

 $(GM-42) \sim (GM-45)$  (略)

(GM-46) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ ② 北米産以外の大豆、とうもろこし及びばれいしょ (GM-4) <u>従来のものと</u>組成、栄養価等が著しく異なる遺伝子組換え農産物及びその加工食品の表示の考え方について教えてください。

(GM-5) 高オレイン酸大豆と通常の大豆は何が違うのですか。

(GM-6) (略)

(GM-7) 平成23年8月に新たにパパイヤを表示義務の対象に追加した経緯について教えてください。

(新設)

(GM-8) ステアリドン酸産生大豆とはどのような大豆なのですか。

(新設)

 $(GM-9) \sim (GM-36)$  (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(GM-37) ∼ (GM-40) (略)

(GM-41) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ ② 北米産以外の大豆、とうもろこし及びばれいしょ

- ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加| 工品
- ④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな
- ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ
- ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国

についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別 生産流通管理をすればよいのですか。

 $(GM-47) \sim (GM-52)$ 

(GM-53) 遺伝子組換え食品に関する表示事項と食物アレルギー表示を併 記する必要がある時の表示方法を具体的に示してください。

(GM - 54)(略)

(GM-55) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていな い原材料を使用した加工食品について、「遺伝子組換え不分別」以外の文 言で表示をすることは可能ですか。また、枠外にその旨を表示することは 可能ですか。

(GM-56)ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。

(GM - 57)(略)

(削除)

(GM-58) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでな い飼料で育てました」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」

 $(GM-59) \sim (GM-62)$ (略)

(GM-63) 令和5年3月31日までに現行制度に基づいて表示をした製品は、 新たな制度が施行される同年4月1日以降も販売することができますか。

 $1 \sim 6$ ) (略)

- ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加 工品.
- ④ 菜種、綿実、アルファルファ及びてん菜
- ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ
- ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国 についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別 生産流通管理をすればよいのですか。

 $(GM-42) \sim (GM-47)$ 

(GM-48) 遺伝子組換え食品に関する表示事項と表示を併記する必要があ る時の表示方法を具体的に示してください。

(GM - 49)(略)

(新設)

(GM-50) 高オレイン酸大豆の表示対象と表示例を教えてください。

(GM - 51)(略)

(GM-52)ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。

(GM-53) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用牛乳 (卵)」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳(卵)」

 $(GM-54) \sim (GM-57)$ 

(新設)

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項・別添 原料原産地表示 (別表15の 別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項・別添 原料原産地表示 (別表15の  $1 \sim 6$ (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

 $(原原-1) \sim (原原-61)$  (略)

(原原-62) 原料原産地表示が義務付けられていないものに、自主的に容器 包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(原原-63)  $\sim$  (原原-66) (略)

(原原-67)(生鮮-36)のしいたけの原産地表示の変更に伴うしいたけ加 工品(原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食 品)の原料原産地表示等に関する経過措置の適用について教えてください。

(原原-68)・(原原-69) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示

(弁当-1) (略)

(弁当-2) 弁当、惣菜に消費期限を表示する場合、消費期限を「日」まで でなく「時間」まで表示する必要があるのですか。

 $(弁当-3) \sim (弁当-22)$ (略)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

はじめに~ (総則-21) (略)

(総則-22) 保健機能食品やいわゆる健康食品の制度については、他に参照す べきQ&A等はありますか。

特定保健用食品及びいわゆる健康食品については、「特定保健用食品の表示許」 特定保健用食品及びいわゆる健康食品については、「特定保健用食品の表示許 可等について」(令和元年9月9日消食表第269号)、「特定保健用食品に関する | 可等について」(平成26年10月30日消食表第259号)、「特定保健用食品の表示に 質疑応答集」(平成28年1月8日消食表第5号)等も参照してください。

別添 新たな原料原産地表示制度

 $(原原-1) \sim (原原-61)$  (略)

(原原-62) 原料原産地表示が義務付けられていないものに自主的を容器包 装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(原原-63)  $\sim$  (原原-66) (略)

<u>(</u>新設)

(原原-67)・(原原-68) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示

(弁当-1) (略)

(弁当-2)「弁当及びそうざいの衛生規範」(昭和54年6月29日環食第161 号厚生労働省食品衛生課長通知) に「弁当にあっては、調理時間まで記載 すること。」との記載があるが、これらの食品に消費期限を表示する場合、 消費期限を「日」まででなく「時間」まで表示する必要があるのですか。

 $(弁当-3) \sim (弁当-22)$ (略)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

(新設)

はじめに~ (総則-21) (略)

(総則-22) 保健機能食品やいわゆる健康食品の制度については、他に参照す べきQ&A等はありますか。

関するQ&A」(平成23年6月) 等も参照してください。

 $(総則-23) \sim (加工-89)$  (略)

(加工-90)「食品添加物は一切使用していません」、「無添加」などと食品添 加物が不使用である旨の表示をすることはできますか。

1 消費者に誤認等を与えないよう留意して表示する必要があると考えます。

### 2 例えば、

- 同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、 添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。
- ・ 加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用し ている場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできませ
- 「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、 具体的に表示することが望ましいと考えます。
- 3 消費者に誤認等を与えないための留意点は、別添「食品添加物の不使用表示 2 さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場 に関するガイドライン」としてまとめています。

 $(加工-91) \sim (加工-103)$ (略)

(加工-104) 令和4年3月に、別表第9第3欄の脂質の測定及び算出の方法 が、「エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、 酸分解法又はレーゼゴットリーブ法」から「ゲルベル法又は溶媒抽出-重量 法」に改正となりました。この改正により抽出方法が変更になったのですか。

- 1 改正前に記載されていた「エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液 抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法」については、分析 方法を原理ごとに統合、整理し、「ゲルベル法又は溶媒抽出-重量法」にまとめ ました。
- 2 これに合わせ、「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号) の「別添 栄養成分等の分析方法等」の「2. 脂質」の「(2) 溶媒抽出-重量 法」においても、測定原理をまとめ、具体的な測定及び算出の方法を整理しま した。この改正により抽出方法が変更になったものではありません。

 $(加工-105) \sim (加工-219)$ (略)  $(総則-23) \sim (加工-89)$  (略)

(加工-90)「添加物は一切使用していません」、「無添加」などと表示をする ことはできますか。

通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品 について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示を しても差し支えないと考えます。

なお、加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用 している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なの で、具体的に表示することが望ましいと考えます。

合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

 $(加工-91) \sim (加工-103)$ (略)

(新設)

 $(加工-104) \sim (加工-218)$ (略) (加工-220) ナトリウム塩を添加していない食品の栄養成分表示(食品表示□ (加工-219) ナトリウム塩を添加していない食品の栄養成分表示(食品表示□ 基準別記様式3)において、ナトリウムを任意で表示する場合、食塩相当量 を枠外に記載することは可能ですか。

(答)

できません。食塩相当量も食品表示基準別記様式3内のナトリウムの後に括弧 書きで表示してください。

### 【表示例】

栄養成分表示		
食品単位当たり		
熱量	▲kcal	
<u>たんぱく質</u>	▲g	
脂質	▲g	
炭水化物	▲g	
ナトリウム	<u>▲mg</u>	
(食塩相当量	<b>▲</b> g )	

 $(加工-221) \sim (加工-226)$ (略)

### (栄養成分の補給ができる旨関係)

(加工-227) 加工食品の容器包装に、一般的に知られていることをうたった 場合(例:牛乳の容器包装に「牛乳にはカルシウムが豊富」)、栄養強調表 示の規定に従った表示が必要となりますか。

(答)

一般的に知られていることであっても、食品表示基準別表第12の第1欄に掲げ る「栄養成分」及び別表第13の第1欄に掲げる「栄養成分及び熱量」について栄|第1欄に掲げる栄養成分について栄養強調表示をする場合、食品表示基準の規定 養強調表示をする場合、食品表示基準の規定に従って表示する必要があります。

### (削除)

 $(加工-228) \sim (加工-231)$ (略)

(加工-232) 熱量等の低い旨の基準を満たしていない場合に、単に「ライト」 等と表示することはできますか。

(答)

(略)

基準別記様式3)において、ナトリウムを任意で表示する場合、食塩相当量 を枠外に記載することは可能ですか。

(答)

できません。食塩相当量も一括表示内でナトリウムのあとに括弧書きで表示し てください。

 $(加工-220) \sim (加工-225)$ (略)

### (新設)

(加工-226) 容器包装に、一般的に知られていることを謳った場合(例:「み かんにはビタミンCがたくさん含まれます」、「豚肉200gで1日に必要なビ タミンB<sub>1</sub>が摂取できます」)、栄養強調表示の規定に従った表示が必要とな りますか。

(答)

一般的に知られていることであっても、食品表示基準別表第12及び別表第13の に従って表示する必要があります。なお、栄養強調表示をせずに単に栄養成分の 名称を記載した場合は、一般表示事項(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、 塩相当量)及び表示した栄養成分の量の表示が必要です。

(栄養成分の補給ができる旨関係)

 $(加工-227) \sim (加工-230)$ (略)

(加工-231) 熱量等の低い旨の基準を満たしていない場合に、単に「ダイエ ット」、「ライト」等と表示することはできますか。

(答)

(略)

(削除)

 $(DIT.233) \sim (DIT.236)$ (略)

(加工-237)「砂糖不使用」、「砂糖無添加」といった表示を行うことは可能 ですか。また、そのような表示を行う場合、「ショ糖」の量を表示する必要 はありますか。

(答)

食品表示基準第7条の表の糖類を添加していない旨に関する基準を満たしてい れば表示可能です。「ショ糖」の量を表示する必要はありませんが、「糖類」の」れば表示可能です。「ショ糖」の量を表示する必要はありませんが、「糖類」の 表示を行う必要があります。

に定められていない成分ですので、食品表示基準別記様式2又は3と区別して 記載してください。

 $(加工-238) \sim (生鮮-17)$  (略)

(生鮮-18) 畜産物の原産地表示について、現在の考え方とそれに至る改正の 経緯を教えてください。

(答)

産物及び水産物に分けてその表示方法が定められています。生鮮食品の原産地 は、原則として農畜水産物が生産(採取及び採補を含む。)された場所となっ ていますが、畜水産物については、と畜等を経て製品となる前に、生きたまま 産地を移動し複数の産地で飼養(又は成育)した場合、最も飼養(又は成育) 期間の長い場所(以下「主たる飼養地」という。)を原産地として表示するこ とがIAS法における原産地表示の基本的な考え方です。

2 · 3 (略)

- 4 このため、平成16年9月、
- ① 「3か月ルール」の規定を削除し、食品表示法による改正前のJAS法に おける原産地表示の基本的考え方に合わせる
- ② 銘柄に記載された地名が属する都道府県と主たる飼養地が属する都道府県 とが異なる場合にあっては、産地銘柄名のほか、主たる飼養地が属する都道

(加工-232) 糖類や食塩(ナトリウム) 以外のものであっても、事実であれ ば無添加の表示は可能ですか。

糖類、ナトリウム以外については規定がないため、事実であれば表示は可能

 $(m_{\rm T}-233) \sim (m_{\rm T}-236)$ (略)

(加工-237)「砂糖不使用」、「砂糖無添加」といった表示を行うことは可能 ですか。また、そのような表示を行う場合、「ショ糖」の量を表示する必要 はありますか。

(答)

食品表示基準第7条の表の糖類を添加していない旨に関する基準を満たしてい 表示を行う必要があります。

なお、「ショ糖」を任意で表示することは可能です。その際は、食品表示基準 なお、「ショ糖」を任意で表示することは可能です。その際は、食品表示基準 に定められていない成分ですので、一括表示の枠外に記載してください。

> $(加工-238) \sim (生鮮-17)$ (略)

(生鮮-18) 畜産物の原産地表示について、現在の考え方とそれに至る改正の 経緯を教えてください。

(答)

1 生鮮食品の原産地表示については、生産実態の違いを考慮して、農産物、畜 1 生鮮食品の原産地表示については、生産実態の違いを考慮して、農産物、畜 産物及び水産物に分けてその表示方法が定められています。生鮮食品の原産地 は、原則として農畜水産物が生産(採取及び採補を含む。)された場所となっ ていますが、畜水産物については、と畜等を経て製品となる前に、生きたまま 産地を移動し複数の産地で飼養(又は育成)された場合、最も飼養(又は育成) 期間の長い場所(以下「主たる飼養地」という。)を原産地として表示するこ とがIAS法における原産地表示の基本的な考え方です。

2 · 3 (略)

- 4 このため、平成16年9月、
- ① 「3か月ルール」の規定を削除し、JAS法における原産地表示の基本的 考え方に合わせる
- ② 銘柄に記載された地名が属する都道府県と主たる飼養地が属する都道府県 とが異なる場合にあっては、産地銘柄名のほか、主たる飼養地が属する都道

府県名(市町村名その他一般に知られた地名でも可)を表示する の2点について改正を行いました。

 $(生鮮-19) \sim (生鮮-26)$  (略)

(生鮮-27) 水産物の原産地表示(特に貝類)について、現在の表示の方法と 考え方、それに至る改正の経緯を教えてください。

(答)

- 1 生鮮食品の原産地は、原則として農畜水産物が生産(採取及び採捕を含む。) された場所となっていますが、養殖した水産物については、製品となる前に、 生きたまま産地を移動し、複数の産地で育成された場合、最も育成期間の長い 場所を原産地として表示することが原産地表示の基本的な考え方です。
- 2 具体的にその原産地は、
- ① 国産品には水域名又は地域名(最も養殖期間が長い「主たる養殖場」が属する都道府県名をいう。)を
- ② 輸入品には原産国名を

表示してください。

ただし、水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は水揚げした港 が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができます。

また、国産品には水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品には原産国名に水域名を併記することができます。

- 3 複数の原産地で同じ種類の水産物を混合している場合は、全体重量に占める 割合の高いものから順に、原産地を表示してください。また原産地が異なる数 種類の水産物の詰め合わせは、それぞれの水産物の名称に原産地を併記してく ださい。
- 4 この考え方は、食品表示法による改正前の JAS 法以来から引き継がれているものですが、特に貝類のうちアサリの原産地表示については、平成17年4月に、原産地を誤った表示方法で表示する等の不適正な事例が確認されたことを受け、輸入したアサリを国内で2、3か月蓄養しても国内の成育期間より外国での採捕前の成育期間の方が明らかに長いことから、原産地表示の基本的な考え方によれば、輸入前に採捕された国が原産国となる旨を示した上で、適正な表示を行っていただくよう周知していました。
- 5 また、平成22年3月には、食品表示基準Q&Aの前身である「食品表示に関するQ&A」を公表し、アサリの稚貝を輸入し又は国内から移植して繁殖させ、成貝を漁獲する場合に、当該アサリの最も蓄養期間が長い産地を表示することとし、その場所での蓄養期間が長いことを証明できる必要があるという考え方

府県名(市町村名その他一般に知られた地名でも可)を表示する の2点について改正を行いました。

 $(生鮮-19) \sim (生鮮-26)$  (略)

を示していました。

- 6 しかしながら、輸入したアサリについては、外形により成育期間を正確に把 握することが困難であり、さらに、事実と異なる成育期間の証明等をもって、 国内での成育期間が海外での成育期間より長いこととした上で、原産地を国内 の産地と表示する複数の事案が確認されました。
- 7 このため、令和4年3月、原産地表示の考え方について適正な理解を促進す るため、
  - ① 出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短期間一定の場所に保存す ることを「蓄養」と定義した上で、「蓄養」の期間は貝類の全体の成育期間 には含まれないこととする。
  - ② 輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となることを 示す。なお、例外として輸入された稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年 半以上(※)育成(養殖)し、育成等に関する根拠書類を保存している場合 には、国内の育成地を原産地として表示できることを示す。
    - (※) 輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの 一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。
  - ③ 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、成貝の輸入したアサリを 放流したことと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する必要があ ることを示す。
  - の3点について食品表示基準Q&Aの改正を行いました。

(生鮮-28)  $\sim$  (生鮮-31) (略)

(生鮮-32) 輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で蓄養した貝類の原産地の 扱いはどうなりますか。

- 1 輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出 | 国となります。
- 2 この場合の「蓄養」とは、出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短 (新設) 期間一定の場所に保存することをいい、当該動植物を育成する行為には含まれ ません。また、「育成」とは、給餌・無給餌に関わらず、人工手段を加え、当 該貝類の発生又は成育を積極的に増進し、その個体の数又は量を増加させるこ と(養殖を含む。)をいいます。
- 3 また、国内の貝類の育成に当たっては、漁業法(昭和24年法律第267号)第6 (新設) 8条の規定により、区画漁業権の免許を受けている必要があります。国内にお ける貝類の育成期間を、貝類の全体の成育期間に含めることができるのは、こ

 $(生鮮-27) \sim (生鮮-30)$  (略)

(生鮮-31) 輸入後国内で蓄養した貝類の原産地の扱いはどうなりますか。

(答)

輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国 となります。

- のような区画漁業権の免許を受けて育成を行った場合に限りますが、区画漁業 権の免許を受けている場合であっても蓄養した期間は、貝類の全体の成育期間 (※) に含めることはできません。
- ※ この場合の「成育」とは、貝類の着底から出荷までの期間に生じている生 長現象を指し、「成育期間」には、区画漁業権に基づき育成(養殖を含む。) されている期間や放流・天然に関わらず共同漁業権の設定された区域におい て貝類が生長する期間を含みます。

(例)

国内(X県)

- ・・・国内 (X県) では、出荷調整や砂抜きのための蓄養のみの場合
- → 原産地はA国と表示

(生鮮-33) A国からアサリを輸入し、放流し、その後掘り揚げた場合の原産 地はどのように表示すべきですか。また、放流した成貝の輸入アサリと国産 のアサリが海浜中で混在し、掘り揚げた際に仕分けることが困難な場合は、 どのように原産地を表示すればよいですか。

(答)

- 1 農林水産省によれば、現在、アサリについては稚貝での輸入実態は確認され ていません。したがって、A国から輸入したアサリを放流し、その後掘り揚げ ることは、成貝の輸入したアサリの保管又は出荷調整の行為に相当すると考え られ、すなわち「蓄養」に該当します。このため、原産地は「A国」と表示す ることとなります。
- 2 成貝の状態でA国から輸入したアサリの原産地表示の根拠書類として、輸入 したアサリの通関に関する書類(輸入許可通知書、産地証明書(CERTIFICATE OF ORIGIN)、その他通関に関する書類)を保存する必要があります。
- し、それらを掘り揚げた場合は、両方の産地を重量順に表示することとなりま すが、仕分けが困難な場合は、漁獲区域の輸入したアサリの放流量と国産アサ リの漁獲量のデータを照らし合わせ重量比率を算出する方法などが考えられま す。

(生鮮-34) 輸入したアサリを2か所以上で育成した場合、最も育成期間の長 い場所(最長の育成地)を原産地として表示することとなりますが、国内で 育成した期間の確認のためにどのような書類を保存すべきですか。

(答)

(生鮮-32) A国からアサリを輸入し、国内の管理できる状態の海浜で放流(蓄 **養**) した場合の原産地はどのように表示すべきですか。また、放流した輸入 アサリと国産のアサリが海浜中で混在し、掘り揚げた際に仕分けることが困 難な場合は、どのように原産地を表示すればよいですか。

(答)

1 A国から輸入したアサリを、輸入後、国内の管理できる状態の海浜に再び掘 り揚げる目的で仮置きした場合は、単なる保管又は出荷調整と考えられ、当該 アサリの原産地は「A国」と考えます。また、国内での蓄養期間が長いことを 証明できない時についても、アサリの原産地は「A国」と表示する必要があり ます。

(新設)

3 輸入した成員のアサリを放流することにより、国産のアサリと海浜中で混在 2 放流した輸入アサリと国産のアサリが海浜中で混在し掘り揚げた場合は、両 方の産地を重量順に表示することとなりますが、仕分けが困難な場合は、漁獲 区域の輸入アサリの放流量と国産アサリの漁獲量のデータを照らし合わせ重量 比率を算出する方法などが考えられます。

> (生鮮-33) 水産物を2か所以上で蓄養した場合、最も蓄養期間の長い場所(最 長の蓄養地)を原産地として表示することとなりますが、輸入したアサリの 輸入前の成育期間の確認や国内で蓄養した期間の確認はどのように行うべき ですか。

の1参照)。

も育成期間の長い産地を表示することとなります。具体的には、農林水産省に よれば、我が国においてはアサリの着底から採捕に至るまでの所要年数が概ね 3年程度であることから、稚貝のアサリを輸入し、その後国内において区画漁 業権に基づき1年半を超えて育成した場合、当該アサリの原産地は育成した産 地名を表示することとなります。

- 2 この場合、原産地の表示が間違いでないことの根拠を示す書類として、稚貝┃(新設) のアサリの輸入及び国内における育成に係る根拠書類(行政機関等の求めに応 じて表示の根拠を説明できる書類)を保存する必要があります。
- 3 具体的には、輸入業者や国内生産者が保存している
- ① 輸入したアサリに係る根拠書類として
- (ア) 輸入したアサリの通関に関する書類(輸入許可通知書、産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)、その他通関に関する書類)
- (イ) 輸入した稚貝のアサリを小分けする場合、実際に漁場に導入された アサリと通関証明書を突合できる書類(ロット単位で番号管理すること とし、小分けしても小分け後のアサリに番号を付与する等の対応が必要 となります。)

#### に加え、

- ② 国内における育成に係る根拠書類として、
- (ア) 区画漁業権の免許を受けた区域における漁場の利用状況が確認でき る書類(漁場図、小間図、小間の番号、面積がわかるもの等)
- (イ) 稚貝のアサリの搬入・搬出明細書(税関提出書類:小間別の搬入・ 搬出の記録)
- (ウ) 小間毎の漁場へのアサリの導入日、導入数量の記録
- (エ) 小間毎の漁場からのアサリの収穫日、収穫数量の記録
- (オ) 区画漁業権の登録済証(区画漁業権の免許を漁協等が受けている場 合には、育成をする者が当該区画漁業権を行使できる者か別途確認する 必要があります。)

などが考えられます。

4 国内の他地域の稚貝のアサリを区画漁業権の免許を受けた区域において育成 (新設) し、成貝を収穫する場合は、当該アサリの成育期間全体において最も長い育成 期間の産地を原産地として表示することとなります。この場合についても、 ① 国内の他地域の稚貝のアサリの産地の根拠書類(生鮮-35参照)

1 農林水産省によれば、現在、アサリについては稚貝での輸入実態は確認され アサリの稚貝を輸入し又は国内から移殖して繁殖させ、成貝を漁獲する場合は、 ていません。したがって、輸入したアサリは成貝の状態で輸入されたものと考し輸入前又は国内の成育期間の確認については、輸入業者や国内生産者に問い合わ えられるため、原則として輸出国を原産地表示することとなります(生鮮-33 せ、成育期間を確認する方法や、天然の場合は、稚貝から成貝になるまでのサイ ズ(殻幅)ごとの平均的な成育期間を参考として、最も蓄養期間が長い産地を表 なお、例外として稚貝のアサリを輸入し国内で長期間育成する場合には、最一示することとなります。ただし、いずれの場合も、その場所での蓄養期間が長い ことを証明できる必要があります。

② 国内における育成に係る根拠書類(3②参照)を保存する必要があります。

(生鮮-35) 国内の他地域のアサリの稚貝を放流し、成貝に育ってから採捕し た場合にどのような書類を保存する必要がありますか。

(答)

アサリを採捕する前段階において、x地域のアサリの稚貝をy地域の海浜において放流し、成貝に育ってから採捕した場合は、当該海浜から漁獲されたアサリは、採捕地であるy地域を産地として表示することとなります。ただし、成貝の輸入したアサリを放流したことと区別をするため、稚貝のアサリの産地の根拠書類として以下の書類を保存する必要があります。

- ① 国内における稚貝のアサリの採捕者(漁協)名及び採捕者別の採捕履歴(採 捕した日時及びその数量)
- ② 稚貝のアサリに係る出荷伝票(稚貝のアサリを出荷した日時、出荷先、出荷 数量及び売買取引伝票)

(生鮮-36) しいたけ(<u>原木栽培又は</u>菌床栽培) <u>の原産地表示</u>について、種菌を植え付けた<u>後に2箇所以上の産地を移動し、生産された場合、どのように</u>表示すればいいのですか。また、現在の考え方となった経緯を教えてください。

(答)

1 しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境が子実体の形成に大きな影響を及ぼすと考えられるため、しいたけの原産地については、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地とすることとなります。

2 なお、消費者への周知及び事業者の表示切替えのため、令和4年3月末から、 半年程度(令和4年9月末)までの期間に販売される一般用生鮮食品及び業務 用生鮮食品であるしいたけについては、改正前Q&Aによる原産地表示を行っ ても差し支えありません。

また、このしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴うしいたけ加工食品(原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品)の原料原産地表示等に関する経過措置の適用の考え方については、(原原-67)を御確認ください。

3 しいたけについて、現在の考え方となった経緯については次のとおりです。

(新設)

(生鮮-34) しいたけ (菌床栽培) について、種菌を植え付けた場所 (菌床製造地) と子実体の採取地が異なる場合でも、原産地として採取地のみを表示すればよいのですか。

(答)

農産物については、原産地として採取地を表示することになります。

しかしながら、消費者は通常、作付地と採取地は同一であると認識していますので、消費者の誤認を招かないよう、しいたけ(菌床栽培)について、種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましいと考えます。

(新設)

(新設

農産物については、通常、作付地と採取地は同一であるため、原産地として 採取地を表示することになります。

このうち、しいたけについて、栽培特性上、種菌を植え付けた場所と子実体 の採取地が異なる場合があり、近年、海外において種菌を植え付けた菌床を輸 入し、国内で採取したしいたけの生産量が急増しているところです。このよう に種菌を植え付けた後に2箇所以上の産地を移動する場合にあっても、他の農 産物と同様に採取地を原産地としていたため、消費者は通常、作付地と採取地 は同一であると認識していますので、輸入菌床由来のしいたけと国産菌床由来 のしいたけを区別することができない状況でした。

- 4 このような状況を受け、令和2年3月に食品表示基準Q&Aを改正し、「種 (新設) 菌を植え付けた場所と採取地が異なる菌床栽培のしいたけにあっては、採取地 <u>栽培方法と併せて、種菌を植</u>え付けた場所も採取地とは区別して表示すること が望ましい」としていました。
- 5 しかしながら、種菌を植え付けた場所を表示する事業者は一部にとどまって (新設) おり、消費者に適切な情報を提供できていない状況になっていました。また、 しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境 が子実体の形成に大きな影響を及ぼすと考えられます。そこで、令和4年3月 に食品表示基準Q&Aを改正し、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植 菌地) を原産地とすることとしました。

 $(生鮮-37) \sim (生鮮-44)$ (略)

第21条関係

(生鮮-45) 生鮮食品の容器包装に、一般的に知られていることをうたった場 合(「みかんにはビタミンCがたくさん含まれます」)、栄養強調表示の規定 に従った表示が必要となりますか。

(答)

一般的に知られていることであっても、食品表示基準別表第12の第1欄に掲げ る「栄養成分」及び別表第13の第1欄に掲げる「栄養成分及び熱量」について栄 養強調表示をする場合、栄養強調表示の規定を満たす必要があるほか、一般表示 事項(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算し たもの))を食品表示基準の規定に従って表示する必要があります。

 $(生鮮-46) \sim (生鮮-69)$ (略)

(添加物−1) ~ (雑則−6)

別添 製造所固有記号

(生鮮-35)  $\sim$  (生鮮-42) (略)

(新設)

 $(生鮮-43) \sim (生鮮-66)$ (略)

(添加物−1) ~ (雑則−6) (略)

別添 製造所固有記号

(固有記号-1)  $\sim$  (固有記号-19) (略)

(固有記号-20) データベースへの入力方法等の具体的な手続はどのように<u>な</u>っていますか。

(答)

データベースへの登録方法等の詳細は、製造所固有記号制度に係る届出マニュ アルを御確認ください。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、 届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法<u>第19条第1項</u> の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以 下「旧制度」という。) に基づき取得している製造所固有記号と同じ記号を 届け出ることはできますか。

(答)

(略)

(固有記号-22) 製造所固有記号は、データベースに届出(登録) した日から 使用することができますか。

(答)

(略)

(固有記号-23)  $\sim$  (固有記号-25) (略)

(固有記号-26) 製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
- ② 届出に必要な書類
- ③ 届出の方法
- ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
- ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認 する際にはどうすればよいか
- ⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか

等届出に係る手続について教えてください。

(答)

(略)

(固有記号-1)  $\sim$  (固有記号-19) (略)

(固有記号-20) <u>平成28年4月1日から運用が開始されている新しい</u>データベースへの入力方法等の具体的な手続はどのようになりますか。

(答)

新しいデータベースへの登録方法等の詳細は、製造所固有記号制度に係る届出マニュアルを御確認ください。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、 改めて届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法第十九 条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第 45号。以下「旧制度」という。)に基づき取得している製造所固有記号と同 じ記号を届け出ることはできますか。

(答)

(略)

(固有記号-22) 製造所固有記号は、新しいデータベースに届出(登録)した 日から使用することができますか。

(答)

(略)

(固有記号-23)  $\sim$  (固有記号-25) (略)

(固有記号-26) 新たな製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
- ② 届出に必要な書類
- ③ 届出の方法
- ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
- ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認 する際にはどうすればよいか
- ⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか

等届出に係る手続について教えてください。

(答)

(略)

(固有記号-27) (略)

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号 の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更 や中止した目から何目以内に届け出る必要がありますか。

(答)

さい。なお、変更の届出が完了するまでの日数については、(固有記号-45)を|さい。なお、変更の届出が完了するまでの日数については、(固有記号-45)を 参照願います。また、廃止の届出については、届出と同時に手続が完了いたしま|参照願います。また、廃止の届出については、届出と同時に手続が完了いたしま す。廃止された記号は使用できないことに御留意ください。

なお、廃止された記号であっても、廃止された記号が印字された商品が市場に 流通している場合や、期限表示の範囲に関わらず、消費者の手元に商品があると いった場合には消費者からお尋ねがあることが想定されますので、固有記号が示 す製造所に関する情報提供を求められたときには回答してください。

(固有記号-29) ~ (固有記号-31) (略)

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所(所在地)について、法人の場合、本 社の住所(所在地)を届け出ることになっていますが、包材に表示する食品 関連事業者(表示責任者)が営業所の場合、住所は、どのように届け出れば よいでしょうか。

(答)

(略)

(固有記号-33) 製造所固有記号は、屋号のみで届け出ることはできますか。

届出は認められません。法人登記をしている場合は法人の名称、法人登記をして 届出は認められません。法人登記をしている場合は法人の名称、法人登記をして いない場合は個人の氏名で届け出てください。なお、届出に当たっては、屋号は いない場合は個人の氏名で届け出てください。 必須項目ではないので、必要に応じて入力してください。

(固有記号-34) ~ (固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

- ① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更
- ② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新
- ③ 製造所に係る製造所固有記号届出情報の廃止

(固有記号-27) (略)

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号 の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更 や中止した目から何日以内に届け出る必要がありますか。

変更や廃止の届出は、その原因となる事実が発生した後、遅滞なく行ってくだ<br />
変更や廃止の届出は、その原因となる事実が発生した後、遅滞なく行ってくだ<br /> す。廃止された記号は使用できないことに御留意ください。

> (固有記号-29) ~ (固有記号-31) (略)

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所(所在地)について、新しい製造所固 有記号では、法人の場合、本社の住所(所在地)を届け出ることになってい ますが、包材に表示する食品関連事業者(表示責任者)が営業所の場合、住 所は、どのように届け出ればよいでしょうか。

(答)

(略)

(固有記号-33) 製造所固有記号は、屋号のみで届け出ることはできますか。

基本情報における食品関連事業者の氏名又は名称については、屋号や商号での│ 基本情報における食品関連事業者の氏名又は名称については、屋号や商号での

(固有記号-34) ~ (固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

- ① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更
- ② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新
- ③ 製造所に係る製造所固有記号届出情報の廃止

の3つです。

消費者庁における標準的な確認期間については、各々受付番号が割り振られて から、①については仮受付完了のメールに対応いただいた後、本受付となってか から、①については2~3日程度、②については2~3週間程度を要しますが、 ら2~3営業日程度、②については1~2週間程度を要しますが、届出の混雑状|届出の混雑状況によってはこれ以上に時間を要する場合もありますので、届出に 況によってはこれ以上に時間を要する場合もありますので、届出に当たっては販」当たっては販売スケジュールを考慮の上、余裕をもったスケジュールで行ってく 売スケジュールを考慮の上、余裕をもったスケジュールで行ってください。③に ださい。③については、廃止の届出を行ったと同時に手続は完了しますので、操 ついては、廃止の届出を行ったと同時に手続は完了しますので、操作誤りに御注 作誤りに御注意願います(廃止した記号は使用できないことに御留意ください。)。 意願います (廃止した記号は使用できないことに御留意ください。)。

庁ウェブサイトに掲載\*\*している製造計画書の様式(エクセルファイル形式)を 用いてください。 用いてください。

### ■製造計画書とは

製造所固有記号は、同一製品を2以上の製造所で製造している場合に届け出る│ 製造所固有記号は、同一製品を2以上の製造所で製造している場合に届け出る ことができますが、届出時に一つの製造所で製造している場合であっても、有効 ことができますが、届出時に一つの製造所で製造している場合であっても、有効 期間内に同一製品を別の製造所で製造することが予定されている場合は、その予期間内に同一製品を別の製造所で製造することが予定されている場合は、その予 定されている製造所に関する製造計画書を添付して届け出ることができます。製 定されている製造所に関する製造計画書を添付して届け出ることができます。製 造計画書を利用する場合は、所定の様式を必ず使用した上で、必要事項を記載し|造計画書を利用する場合は、所定の様式を必ず使用した上で、必要事項を記載し て届出に添付してください。

\* https://www.caa.go.jp/policies/policy/food labeling/unique code/pdf/| https://www.caa.go.jp/policies/policy/food labeling/unique code/pdf/ unique code manual 190710 0001.xlsx

(固有記号-46) (略)

(固有記号-47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしています が、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。

製造所固有記号を包材に表示する際には、必ずしも全角で表示する必要はあり ません。ただし、表示は消費者等に読みやすく理解しやすいようにするために、 原則として、日本産業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイント以上の文字を使 | 原則として、日本産業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイント (6号) 以上の 用することが必要です。なお、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル 文字を使用することが必要です。なお、表示可能面積がおおむね150平方センチ 以下のものには、日本産業規格 Z 8305 (1962) に規定する5.5ポイント以上の文 メートル以下のものには、日本産業規格 Z 8305 (1962) に規定する5.5ポイント 字を使用することができます。

(固有記号-48) ~ (固有記号-50) (略)

む食品に関する表示 (略)

の3つです。

消費者庁における標準的な確認期間については、各々受付番号が割り振られて

なお、製品の製造が確定した製造所の届出に製造計画書を添付する場合は、当 なお、製品の製造が確定した製造所の届出に製造計画書を添付する場合は、当|庁ウェブサイトに掲載\*している製造計画書の様式(エクセルファイル形式)を

#### ■製造計画書とは

て届出に添付してください。

unique code manual 190710 0001.xlsx

(固有記号-46) (略)

(固有記号-47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしています が、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。

製造所固有記号を包材に表示する際には、必ずしも全角で表示する必要はあり ません。ただし、表示は消費者等に読みやすく理解しやすいようにするために、 以上の文字を使用することができます。

(固有記号-48) ~ (固有記号-50) (略)

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン〜別添 アレルゲンを含 別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン〜別添 アレルゲンを含 む食品に関する表示 (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(第3条第2項「遺伝子組換え食品に関する事項」及び第18条第2項「遺伝子 組換え農産物に関する事項」関係)

#### I 表示全般

(GM-1)遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)

(答)

1 • 2 (略)

- 3 義務表示の対象となるのは、次の食品です。
- ① 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ及びからしなの9種類の農産物(対象農産物)
- ② ①を原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品33食品群
- ③ ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆(以下「ステアリドン酸産生大豆」 という。)及び高リシン遺伝子組換えとうもろこし(以下「高リシンとうも ろこし」という。)
- ④ ③を原材料として、加工工程後もその形質を有する加工食品(大豆油等)
- 4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。
- 義務表示

組成、栄養価等が<u>通常の農産物と</u>同等である遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の検出技術によってその検出が可能とされているものについては、「遺伝子組換えである」旨又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務付けられています。

#### ② 仟章表示

ア 油やしょうゆなどの加工食品

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

ただし、任意で<u>遺伝子組換えに関する</u>表示<u>を</u>することは可能です。<u>この</u>際、特に「遺伝子組換えでない」旨を表示する場合には、どのような原料を使用しているかについて、分別生産流通管理の証明書を保有するほか、第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(第3条第2項「遺伝子組換え食品に関する事項」及び第18条第2項「遺伝子 組換え農産物に関する事項」関係)

#### I 表示全般

(GM-1)遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)

(答)

1 • 2 (略)

3 表示義務の対象となるのは、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びパパイヤの8種類の農産物と、これを原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品33食品群及び高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びこれを原材料として使用した加工食品(大豆油等)等です。

- 4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。
- 義務表示

<u>従来のものと</u>組成、栄養価等が同等である遺伝子組換え農産物及びこれを 原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の検出技術によってそ の検出が可能とされているものについては、「遺伝子組換えである」旨又は 「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務付けられています。

#### ② 任意表示

ア 油やしょうゆなどの加工食品

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

ただし、任意で表示することは可能です。

#### 拠となる資料を有することが望ましいと考えます。

イ 遺伝子組換え農産物<u>が混入しないように分別生産流通管理が行われた対</u> 象農産物及びこれを原材料とする加工食品

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象とであるができます。 象農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

ただし、任意で、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることは可能です。なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりますので、御注意ください。

#### ③ 分別生産流通管理

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

### ④ 「意図せざる混入」

分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができることとしています(令和5年4月1日以降は、分別生産流通管理を行っている旨の表示に限ります)。

なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる 混入が認められています。

※ ③及び④については、詳しくは、Ⅲ 分別生産流通管理を御参照ください。

### ⑤ ステアリドン酸産生大豆等の表示

別表第18に定められている組成、栄養価等が<u>通常の農産物と</u>著しく異なる遺伝子組換え農産物(ステアリドン酸産生大豆及び高リシンとうもろこし)及びこれを原材料とする加工食品については、「ステアリドン酸産生遺伝子組換えである」旨又は「ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合したものである」旨の表示が義務付けられています。これは、組み換えられたDNAやたんぱく質が検出不可能であっても、ステアリドン酸等を分析することで品質上の差を把握することができるためです。

### イ 非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品

分別生産流通管理が行われた<u>非遺伝子組換え</u>農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。ただし、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができます。

### ③ 分別生産流通管理

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

### ④ 「意図せざる混入」

分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができることとしています。

なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる 混入が認められています。

※ ③及び④については、詳しくは、Ⅲ 分別生産流通管理を御参照ください。

### ⑤ 高オレイン酸遺伝子組換え大豆等の表示

別表第18に定められている<u>従来のものと</u>組成、栄養価等が著しく異なる遺伝子組換え農産物(<u>高オレイン酸遺伝子組換え大豆</u>等)及びこれを原材料とする加工食品については、「<u>高オレイン酸</u>遺伝子組換えである」旨又は「<u>高オレイン酸</u>遺伝子組換えのものを混合したものである」旨の表示が義務付けられています。これは、組み換えられたDNAやたんぱく質が検出不可能であっても、<u>オレイン酸</u>等を分析することで品質上の差を把握することができるためです。

⑥ 「主な原材料」

遺伝子組換え農産物が主な原材料(原材料の上位3位以内で、かつ、全重 量の5%以上を占める)でない場合は表示義務はありません。

え農産物以外の農産物 (例えば、米や小麦など) 及びその加工食品については、 「遺伝子組換えでない」などの表示はできません。これは、当該農産物に遺伝 子が組み換えられたものが存在すると誤解させるのみならず、優良誤認を招く 可能性があるためです。

(GM-2)表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてくださ

- ① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。
- ② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。

(①について)

- 1 義務表示の対象となる遺伝子組換え食品の品目については、平成9年から平 成11年までの2年余りにわたり、消費者、生産・流通業者及び学識経験者から なる食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会において議論した結果、科学的 ・技術的な観点から、表示の信頼性及び実行可能性を確保することが重要であ るとの観点から、組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、 広く認められた最新の技術によっても検出できない油やしょうゆ等の食品につ いては、義務表示の対象外とされたところです。
- 2 そして、遺伝子組換え表示制度が導入されて約15年が経過し、制度を取り券 (新設) く環境が変化した可能性があったため、消費者庁において、平成28年度に、① 分別生産流通管理等の実態調査、②科学的な表示対象品目の検証、③消費者意 向調査などの調査を行いました。その結果を踏まえ、平成29年4月から「遺伝 子組換え表示制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、遺 伝子組換え表示制度の在り方が検討されました。この検討会においても、消費 者のニーズ、事業者の実行可能性、行政の円滑な制度運営など様々な方向から 義務表示の対象品目について検討されました。大量の原材料や加工食品が輸入 される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に 担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合せるこ とによって監視可能性を確保する必要があるとして、組み換えられたDNA等 が検出できない油やしょうゆ等の食品は、義務表示の対象外のままとなりまし

⑥ 「主な原材料」

遺伝子組換え農産物が主な原材料(原材料の上位3位以内で、かつ、全重 量の5%以上を占める)でない場合は表示義務はありません。

5 なお、現時点で厚生労働省による安全性審査の手続を経た9つの遺伝子組換 5 なお、現時点で厚生労働省による安全性審査の手続を経た8つの遺伝子組換 え農産物以外の農産物(例えば、米や小麦など)及びその加工食品については、 「遺伝子組換えでない」などの表示はできません。これは、当該農産物に遺伝 子が組み換えられたものが存在すると誤解させるのみならず、優良誤認を招く 可能性があるためです。

(GM-2)表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてくださ

- ① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。
- ② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。

(①について)

1 義務表示の対象となる遺伝子組換え食品の品目については、平成9年から平 成11年までの2年余にわたり、消費者、生産・流通業者及び学識経験者からな る食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会において議論した結果、科学的・ 技術的な観点から、表示の信頼性及び実行可能性を確保することが重要である との観点から、組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、広 く認められた最新の技術によっても検出できない油やしょうゆ等の食品につい ては、義務表示の対象外とされたところです。

3 なお、消費者庁では、義務表示の対象品目については、組み換えられたDN 2 なお、義務表示の対象品目については、組み換えられたDNA等の検出方法 A等の検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、<mark>必要</mark> の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、<mark>毎年</mark>見直しを行うこ

<mark>に応じて</mark>見直しを行うこととしています。<mark>検討会の報告書(「遺伝子組換え表</mark> ととしています。平成13年度にばれいしょ加工品6食品群が、平成17年度にア 示制度に関する検討会報告書」(平成30年3月28日))でも、現在は義務表示 の対象外の品目であっても、再現性ある組換えDNA等の検査法が確立されれ ば、義務表示の対象品目に追加することが適当であるとの方向性が示されまし た。これまで、平成13年度にばれいしょ加工品6食品群が、平成17年度にアル ファルファが、平成18年度にてん菜が、平成23年度にパパイヤが、令和3年度 にからしなが新たに義務表示の対象品目に追加されました。

(②について)

- 1 現実の農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に 行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようと した場合でも、大豆及びとうもろこしについては、遺伝子組換えのものが最大 で5%程度混入する可能性を否定できないことから、我が国では、分別生産流 通管理が適切に行われていれば、5%以下の意図せざる混入を認めています。
- 2 また、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が適切に行 2 なお、分別生産流通管理が適切に行われた非遺伝子組換え農産物として取り われている場合及び混入が意図的に行われたものではない場合に限り、分別流 通管理が適切に行われた対象農産物として取り扱うことができます。分別生産 流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入 させた場合には、5%以下の混入率であっても、分別生産流通管理が行われた 対象農産物とはみなされないこと、すなわち、分別生産流通管理を行っている **旨又は「非遺伝子組換えである」旨の表示をすることはできないことに留意す** る必要があります。

言い換えれば、PCR法等の科学的な検出方法により混入率が5%以下であ ることが判明した場合であっても、適切な分別生産流通管理が行われていない 限り、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示 は、不適正な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子 組換え不分別である」旨の表示をしなければならなかったということになりま

5%より高い混入率についても、このような高いレベルの混入は、分別生産 流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すことから、 分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をする ことはできません。

3 なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に 分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められ る対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができる ようになりますので、御注意ください。

ルファルファが、平成18年度にてん菜が、平成23年度にパパイヤが新たに義務 表示の対象品目に追加されました。

(②について)

- 1 現実の農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に 行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようと した場合でも、その完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で5 %程度混入する可能性は否定できないことから、我が国では、分別生産流通管 理が適切に行われていれば、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図 せざる混入を認めています。
- 扱うためには、分別生産流通管理が適切に行われていること及び混入が意図的 に行われたものではないことが必要であり、分別生産流通管理が適切に行われ ていない場合や、意図的に混入させた場合には、5%以下の混入率であっても、 非遺伝子組換え農産物とはみなされないこと、すなわち、「非遺伝子組換えで ある」旨の表示をすることはできないことに留意する必要があります。

言い換えれば、PCR法等の科学的な検出方法により5%以下である混入率 が判明した場合には、それが低いレベルの混入率であっても、適切な分別生産 流通管理が行われていない限り、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、不適正 な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子組換え不分 別である」旨の表示をしなければならなかったということになります。

また、5%より高い混入率については、このような高いレベルの混入は、分 別生産流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すこと から、「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることはできません。

(GM-3) (略)

(GM-4)組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産 物及びその加工食品の表示の考え方について教えてください。

- 1 我が国で食品としての安全性が確認された当初、遺伝子組換え農産物は、除 1 これまで、我が国で食品としての安全性が確認された遺伝子組換え農産物は、 草剤耐性や害虫抵抗性といった性質が付与されてはいるものの、組成、栄養価 等は通常の農産物と同等なものでした。
- 2 一方、平成13年3月に食品としての安全性確認がなされた高オレイン酸遺伝 2 一方、平成13年3月に食品としての安全性確認がなされた高オレイン酸遺伝 子組換え大豆※は、当時、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産 物(特定遺伝子組換え農産物)であり、その表示については、消費者への情報 提供という観点から、組成・栄養価が変わっていることと併せてこれが遺伝子 組換え技術を用いて作出されたことを表示することとし、平成14年1月より義 務付けられました。その後、平成19年10月に高リシンとうもろこしが、平成26 年12月にステアリドン酸産生大豆が特定遺伝子組換え農産物に追加されまし
- ※ なお、令和4年3月に高オレイン酸遺伝子組換え大豆は、特定遺伝子組換 え農産物の対象から除外しました。(GM-9参照)
- 3 具体的な表示方法は、例えば、ステアリドン酸産生大豆の場合、
- ① ステアリドン酸産生大豆及びこれを原材料とする加工食品については、「大 豆 (ステアリドン酸産生遺伝子組換え) | 等と、
- ② ステアリドン酸産生大豆を意図的に混合したもの及びこれを原材料とする 加工食品については、「大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混 合) | 等と表示することとなります。

(削除)

(GM-5) ステアリドン酸産生大豆とはどのような大豆なのですか。

- 種技術により生産された大豆では産生されないステアリドン酸を産生させるた めに、遺伝子組換えが行われた品種です。
- 2 ステアリドン酸は、n-3系脂肪酸の一種であり、ヒトや動物が摂取すると 2 オレイン酸含量が高いことのメリットとしては、

(GM-3) (略)

(GM-4) 従来のものと組成、栄養価等が著しく異なる遺伝子組換え農産物 及びその加工食品の表示の考え方について教えてください。

- 除草剤耐性や害虫抵抗性といった性質が付与されてはいるものの、組成、栄養 価等は従来のものと同等なものでした。
- 子組換え大豆(以下「高オレイン酸大豆」という。)は、従来のものと組成、 栄養価等が著しく異なる農産物(特定遺伝子組換え農産物)であり、その表示 については、消費者への情報提供という観点から、組成・栄養価が変わってい ることと併せてこれが遺伝子組換え技術を用いて作出されたことを表示するこ ととし、平成14年1月より義務付けられています。

- 3 例えば、高オレイン酸大豆の場合、
- ① 高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする加工食品については、「大豆(高 オレイン酸遺伝子組換え)」等と、
- ② 高オレイン酸大豆を意図的に混合したもの及びこれを原材料とする加工食 品については、「大豆(高オレイン酸遺伝子組換えのものを60%混合)」等 と表示することとなります。
- 4 また、高オレイン酸大豆のほかには、高リシン遺伝子組換えとうもろこし(以 下「高リシンとうもろこし」という。)やステアリドン酸産生遺伝子組換え大 豆(以下「ステアリドン酸産生大豆」という。)があります。

(GM-5) 高オレイン酸大豆と通常の大豆は何が違うのですか。

- 1 ステアリドン酸産生大豆とは、開発企業が提出した資料によると、従来の育 1 高オレイン酸大豆とは、開発企業が提出した資料によると、大豆の全脂肪酸 に占めるオレイン酸の割合は通常約20%ですが、これを、遺伝子組換え技術に より、約80%にまで高めたものです。(大豆に占める全脂肪酸の割合は通常の ものと同等の約25%)

<u>その一部が体内においてドコサヘキサエン酸(DHA)やエイコサペンタエン</u>酸(EPA)に変わることが知られています。

(GM-6) (略)

(GM-7) 平成23年8月に新たにパパイヤを<mark>義務表示</mark>の対象に追加した経緯 について教えてください。

(答

(略)

(GM-8) 令和4年3月に新たにからしなを義務表示の対象に追加した経緯 について教えてください。

(答)

- 1 遺伝子組換えからしな(除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナ RF3)については、令和3年3月に厚生労働大臣から食品安全委員会へ遺伝 子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請されました。
- 2 この遺伝子組換えからしなは、安全性審査が終了した遺伝子組換えなたね(除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3)とからしなを従来からの手法で掛け合わせて作出した油糧用の品種であり、食品としては植物油のみの流通が想定されています。
- 3 この遺伝子組換えからしなについて、令和3年8月に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、食品健康影響評価の結果として、「ヒトの健康を損なうおそれはない」との通知がなされたことに伴い、義務表示の対象品目として追加しました。

(削除)

- ① 熱安定性が高い(熱による酸化が起こりにくい)
- ② 血中コレステロール値を下げる (悪玉コレステロール値を下げ、善玉コレステロールは低下させない)

ことが一般的にいわれています。

(GM-6) (略)

(GM-7) 平成23年8月に新たにパパイヤを表示義務の対象に追加した経緯について教えてください。

(答)

(略)

(新設)

<u>(GM−8) ステアリドン酸産生大豆とはどのような大豆なのですか。</u> (答)

- 1 ステアリドン酸産生大豆とは、開発企業が提出した資料によると、従来の大豆では産生されないステアリドン酸を産生させるために、遺伝子組換えが行われた品種です。
- 2 ステアリドン酸は、n-3系脂肪酸の一種であり、ヒトや動物が摂取すると その一部が体内においてドコサヘキサエン酸 (DHA) やエイコサペンタエン 酸 (EPA) に変わることが知られています。

(GM-9) 令和4年3月に高オレイン酸遺伝子組換え大豆を特定遺伝子組換 え農産物の対象品目から除いた経緯について教えてください。

- 1 高オレイン酸遺伝子組換え大豆は、組換えDNA技術を用いて生産されたこ とにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものであったことが ら、特定遺伝子組換え農産物の義務表示の対象としており、組成・栄養価が変 わっていることと併せてこれが遺伝子組換え技術を用いて作出されたことを表 示することとしていました。
- 2 しかしながら、今般、遺伝子組換え技術を用いない高オレイン酸大豆が開発 され、商業栽培が開始されたことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆は、 特定遺伝子組換え農産物の定義に該当しなくなりました。このため、特定遺伝 子組換え農産物として義務表示の対象を規定している食品表示基準別表第18か ら、高オレイン酸形質を除きました。

ただし、高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びこれを原材料とする加工食品で あって、加工工程後も組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質 が検出可能なものとして食品表示基準別表第17に掲げる加工食品については、 「遺伝子組換えである」旨の表示の対象となるので御注意ください。

3 なお、使用する大豆が高オレイン酸形質である旨を任意で表示することは今 後も可能です。特に、高オレイン酸形質の大豆は一般的に流通する大豆と比較 して脂肪酸の組成が異なることから、この大豆を原材料とすることで、最終集 品における栄養成分等が大きく異なる場合(例:植物油、豆乳)は、遺伝子組 換えのもの、非遺伝子組換えのものに関わらず、原材料の大豆が高オレイン酸 形質である旨を消費者に対して積極的に情報提供することが望ましいです。た だし、保健機能食品以外の食品にあっては、栄養成分の機能及び特定の保健の 目的が期待できる旨を表示することは禁止されていますので、ご注意ください。 また、原材料の大豆が高オレイン酸形質である旨を情報提供する際、ウェブ サイト等を活用して、各植物に含まれる油の脂肪酸の組成の違いやオレイン酸 を含む各脂肪酸の特色等について、消費者に情報提供することも有用と考えま す。

### Ⅱ 表示対象と表示方法

(GM-10) 遺伝子組換え食品に関する事項が義務表示となる食品はどのよう なものですか。

我が国において既に食品としての安全性が審査済みの遺伝子組換え作物である

(新規)

### Ⅱ 表示対象と表示方法

(GM-9)遺伝子組換え食品に関する事項が義務表示となる食品はどのよう なものですか。

我が国において既に食品としての安全性が審査済みの遺伝子組換え作物である 食品表示基準別表第16に規定する全ての作物(農産物)9種類及びこれらを原材|食品表示基準別表第16に規定する全ての作物(農産物)8種類及びこれらを原材 |料とする加工食品のうち、組み換えられたDNAやたんぱく質が広く認められた|料とする加工食品のうち、組み換えられたDNAやたんぱく質が広く認められた 最新の技術により検出可能とされているものである食品表示基準別表第17に規定 最新の技術により検出可能とされているものである食品表示基準別表第17に規定 する33食品群が対象となります。

(別表)義務表示の対象品目(令和4年3月時点)

作物(9種類):

大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、 綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな

·加工食品 (33食品群):(略)

(GM-11) 食品表示基準別表第17は、組み換えられたDNA又はこれによっ て生じたたんぱく質が検出可能な食品を全て網羅しているのですか。

1 (略)

2 なお、食品表示基準別表第17については、新たな遺伝子組換え農産物の商品 2 なお、食品表示基準別表第17については、新たな遺伝子組換え農産物の商品 化や、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組み換えられ たDNA又はこれによって生じたたんぱく質の除去並びに分解の実態、検出方 法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、必要に応じて見直 しを行うこととしています。平成13年度には、ポテトスナック菓子等のばれい しょ加工品6食品群が新たに義務表示の対象品目に追加されました。また、平 成16年度からアルファルファを主な原材料とするものを追加するための検討が 始まり、平成17年度に追加されました。さらに、平成17年度からてん菜(調理 用)を主な原材料とするものを追加するための検討が始まり、平成18年度に追 加されました。平成18年度には、高リシンとうもろこしを追加するための検討 が始まり、平成19年度に追加されました。平成21年度からパパイヤを主な原材 料とするものを追加する検討が始まり、平成23年度に追加されました。

(GM-12) (略)

(GM-13) 食品表示基準別表第17に掲げる加工食品以外については表示不要 としていますが、具体的にどのような加工食品が挙げられますか。

表示が不要な加工食品の例としては、以下のものがあります。

する33食品群が対象となります。

(別表)義務表示の対象品目(平成27年4月時点)

• 作物(8種類):

大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、 パパイヤ(大豆は、枝豆及び大豆もやしを含む。)

·加工食品 (33食品群):(略)

(GM-10) 食品表示基準別表第17は、組み換えられたDNA又はこれによっ て生じたたんぱく質が検出可能な食品を全て網羅しているのですか。

1 (略)

化や、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組み換えられ たDNA又はこれによって生じたたんぱく質の除去並びに分解の実態、検出方 法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、毎年見直すことと しています。平成13年度には、ポテトスナック菓子等のばれいしょ加工品6食 品群が新たに義務表示の対象品目に追加されました。また、平成16年度からア ルファルファを主な原材料とするものを追加するための検討が始まり、平成17 年度に追加されました。さらに、平成17年度からてん菜(調理用)を主な原材 料とするものを追加するための検討が始まり、平成18年度に追加されました。 平成18年度には、高リシンとうもろこしを追加するための検討が始まり、平成 19年度に追加されました。平成21年度からパパイヤを主な原材料とするものを 追加する検討が始まり、平成23年度に追加されました。

(GM - 11)(略)

(GM-12) 食品表示基準別表第17に掲げる加工食品以外については表示不要 としていますが、具体的にどのような加工食品が挙げられますか。

表示が不要な加工食品の例としては、以下のものがあります。

(参考)

(参考)

表示が不要な加工食品	対象農産物
しょうゆ 大豆油	大豆
コーンフレーク 水飴 水飴使用食品 (ジャム類など) 液糖 液糖使用食品 (シロップなど) デキストリン デキストリン デキストリン使用食品 (スープ類など) コーン油	とうもろこし
菜種油	菜種 <u>からしな</u>
綿実油	綿実
砂糖 (てん菜を主な原材料とするもの)	てん菜

 $(GM-14) \sim (GM-26)$  (略)

(GM-27) 食品表示基準別表第17とうもろこしの項8の「調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなものなど、例えば、とうもろこしをカットし、盛り合わせ野菜として販売されるもの、とうもろこしを乾燥して販売しているものが考えられます。(GM-19参照)

(GM-28) ∼ (GM-31) (略)

(GM-32) 食品表示基準別表第17ばれいしょの項5の「調理用のばれいしょを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなものな

ĺ	表示が不要な加工食品	対象農産物
	しょうゆ 大豆油	大豆
	コーンフレーク 水飴 水飴使用食品 (ジャム類など) 液糖 液糖使用食品 (シロップなど) デキストリン デキストリン デキストリン使用食品 (スープ類など) コーン油	とうもろこし
	菜種油	菜種
	綿実油	綿実
	砂糖(てん菜を主な原材料とするもの)	てん菜

(GM-13) ~ (GM-25) (略)

(GM-26) 食品表示基準別表第17とうもろこしの項8の「調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなものなど、例えば、とうもろこしをカットし、盛り合わせ野菜として販売されるもの、とうもろこしを乾燥して販売しているものが考えられます。(GM-18参照)

(GM-27) ∼ (GM-30) (略)

(GM-31) 食品表示基準別表第17ばれいしょの項5の「調理用のばれいしょを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなものな

ど、例えば、ばれいしょを調理し、ポテトサラダとして販売されるもの、真空パーど、例えば、ばれいしょを調理し、ポテトサラダとして販売されるもの、真空パー ックの焼きいもが考えられます。(GM-19参照)

 $(GM-33) \sim (GM-35)$ (略)

(任意表示)

(GM-36)「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表 示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換え でないものを分別」、「遺伝子組換えでない」という例が示されていますが、 この他にはどのような表示が考えられますか。

物を使用した場合の加工食品の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は「の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は当該原材料名の次に括弧を付 当該原材料名の次に括弧を付して「分別生産流通管理を行っている旨」若しくは「して「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。 「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

ど)については、原材料名の表示を省略することができるため、名称のみを表示 するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して「非遺伝子組 するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して「分別生産流 換え農産物を使用した」旨を表示できます。 通管理を行っている旨」若しくは「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示 できます。

では、好ましい表現として、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換え では、好ましい表現として、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換え でない」という例を挙げています。しかし、この他にも、分別生産流通管理が行|でない」という例を挙げています。しかし、この他にも、分別生産流通管理が行 われた非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示(例:非遺 われた非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示(例:非遺 伝子組換え) であれば、構いません。

令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産 流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産 物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりま すので、御注意ください。(GM-40参照)

(GM-37) (略)

(GM-38) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、 どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、 のような表示が考えられますか。

(答)

1 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする場合、遺伝子組換え農 産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管 理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観に

ックの焼きいもが考えられます。(GM-18参照)

 $(GM-32) \sim (GM-34)$ (略)

(任意表示)

(GM-35)「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表 示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換え でないものを分別」、「遺伝子組換えでない」という例が示されていますが、 この他にはどのような表示が考えられますか。

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産 →分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を使用した場合の加工食品

なお、加工食品が原材料1種類のみで構成されている場合(例えば、きな粉な なお、加工食品が原材料1種類のみで構成されている場合(例えば、きな粉な ど)については、原材料名の表示を省略することができるため、名称のみを表示

また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定 また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定 伝子組換え) であれば、構いません。

> (GM - 36)(略)

よって左右されるような表現(例えば、「遺伝子組換えとうもろこしはほぼ含まれていません。」、「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等)は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、令和5年4月1日以降は、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示(例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等)は、不適正な表示となります。

(一括表示事項欄に表示する場合の例)

「大豆(分別生産流通管理済み)」

「大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)」 等

(一括表示事項欄外に表示する場合の例)

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」 「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流 通管理を行っています。」 等

2 なお、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。

(GM-39) 分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「IP ハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

(答)

IPハンドリングは、Identity Preserved Handlingの略です。「IPハンドリング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。(GM-45参照)

(GM-40) 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示 する場合の条件が変更になりますが、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混 入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する 必要がありますか。

(答)

1 令和5年4月1日以降は、原材料名の次に括弧を付して又は一括表示事項欄 外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等、非 遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換 (新設)

之農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。

- 2 遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、以下の場合が有用ですが、行政の行う科学的検証及び社会的検証において、使用された原料農産物に遺伝子組換え農産物を含むことが確認された場合は、不適正な表示となります。
  - ① 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等 又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが 証明されていること
- ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、 生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品(適切に分別 生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合 を含む。)と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
- ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された 分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

(GM-41) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定はありますか。

(答)

- 1 事業者において分析を行うかどうかはその自主性に任せており、特定の分析 機関を指定するものではありません。「食品表示基準について」(平成27年3 月30日消食表第139号消費者庁次長通知)の「別添 安全性審査済みの遺伝子 組換え食品の検査方法」を用いた検査を実施している民間の分析機関に依頼し ても構いませんし、自社の設備で対応可能であれば、自社で分析を行っても構 いません。
- 2 ただし、分析機関に対しては、分析結果の信頼性の観点から、用いられている検査法や業務管理体制などを確認しておく必要があると考えます。業務管理体制について参照されるものとして、食品衛生検査施設(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第29条に規定する検査施設をいう。)における検査等の業務管理に関する通知である「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」(平成9年1月16日衛食第8号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)の別紙「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」、又はJIS 9 17025「試

験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」が挙げられます。

3 なお、令和5年4月1日以降は、第三者分析機関や自社で行った分析の結果 で問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証及び社会的検証において、 使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、 「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

(GM - 42)(略)

(GM-43) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない 農産物を使用した加工食品は、全原材料の重量比で上位3位までのもので、 かつ重量比が5%以上のものは「遺伝子組換え不分別」等の表示をすること となっていますが、「複合原材料」についても同様に表示する必要があるの ですか

(答)

1 (略)

2 弁当・惣菜の場合、惣菜として販売する場合には表示が必要になって、その 2 弁当、惣菜の場合、惣菜として販売する場合には表示が必要になって、その 惣菜が弁当の具材となっている場合は表示が不要になることがあります。

例えば、遺伝子組換え不分別の大豆を使用した豆腐を主な原材料とする「麻 |婆豆腐| には表示が必要で、その麻婆豆腐を主な原材料とした「麻婆豆腐弁当 | は表示不要となります。しかし、豆腐そのものを弁当の具材とした場合に、豆 腐が主な原材料に該当すれば表示が必要となります。

(GM-44) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用 している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通 管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝子 組換え不使用 | 「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組換 えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

(筌)

- 1 容器包装の見やすい箇所に「遺伝子組換えでない」等の旨を強調表示する場 1 一括表示の外に強調表示する場合でも、一括表示の場合のルールに従い、「遺 合は、「使用している○○は遺伝子組換えでないものです。」等と該当する対 象農産物に対応させて表示することが基本です。
- 者は、その食品中のどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、 一般には、その食品に使用されている全ての原材料が分別生産流通管理を行っ

(GM - 37)(略)

(GM-38) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない 農産物を使用した加工食品は、全原材料の重量比で上位3位までのもので、 かつ重量比が5%以上のものは「遺伝子組換え不分別」等の表示をすること となっていますが、「複合原材料」についても同様に表示する必要があるの ですか

(答)

1 (略)

惣菜が弁当の具材となっている場合は表示が不要になることがあります。

例えば、遺伝子組換え不分別の大豆を使用した豆腐を主な原材料とする「麻 |婆豆腐||には表示が必要で、その麻婆豆腐を主な原材料とした「麻婆豆腐弁当| は表示不要となります。しかし、豆腐そのものを弁当の具材とした場合に、豆 腐が主な原材料に該当すれば表示が必要となります。

(GM-39) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用 用している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流 通管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝 子組換え不使用」「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組 換えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

- 伝子組換え○○でない」等と分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産 物を使用している旨を表示することが基本です。
- 2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費 2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費 者は、その食品中のどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、 一般には、その食品に使用されている全ての原材料が分別生産流通管理を行っ た非遺伝子組換えの農産物からなると認識するものと考えられますので、消費 た非遺伝子組換えの農産物からなると認識するものと考えられますので、消費

について分別生産流通管理が行われている必要があります。すなわち、以下の ①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料に ついて分別生産流通管理を行った遺伝子組換えでない対象農産物を使用してい ない限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

- ① 主な原材料には分別生産流通管理が行われた農産物を使用していても、副 原料(主な原材料でない原材料)として、分別生産流通管理が行われたこと を確認していない農産物又はこれを原材料とする加工食品を使用している場
  - 例1)遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の4番 目の原材料として、不分別とうもろこしを使用
  - 例2)遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバ ーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつな ぎとしてごく少量(全原材料に占める重量比が5%未満)添加
- ② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表 示基準別表第17に掲げる加工食品以外の食品(油やしょうゆ等の義務表示 の対象でない加工食品) を原材料として使用している場合
  - 例) 遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテト チップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用
- 〇 表示例 [大豆油を使用したポテトチップス]
  - × 誤った強調表示の例:(ばれいしょについては分別生産流通管理が行 われたものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合)

【強調表示】「*遺伝子組換え原材料不使用*」

【一括表示】

名称 00

原材料名 ばれいしょ(遺伝子組換えでない)、

大豆油、OO、××

又は

名称 00

原材料名 ばれいしょ、大豆油、〇〇、××

者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料 | 者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料 | について分別生産流通管理が行われている必要があります。すなわち、以下の ①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料に ついて分別生産流通管理を行った遺伝子組換えでない対象農産物を使用してい ない限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

- ① 主な原材料には分別生産流通管理が行われた農産物を使用していても、副 原料(主な原材料でない原材料)として、分別生産流通管理が行われたこと を確認していない農産物又はこれを原材料とする加工食品を使用している場
  - 例1)遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の4番 目の原材料として、不分別とうもろこしを使用
  - 例2)遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバ ーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつな ぎとしてごく少量(全原材料に占める重量比が5%未満)添加
- ② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表 示基準別表第17に掲げる加工食品以外の食品(油やしょうゆ等の義務表示 の対象でない加工食品) を原材料として使用している場合
  - 例) 遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテト チップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用
- 〇 表示例 [大豆油を使用したポテトチップス]
  - × 誤った強調表示の例:(ばれいしょについては分別生産流通管理が行 われたものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合)

【強調表示】「*遺伝子組換え原材料不使用*」

【一括表示】

00

原材料名 ばれいしょ(遺伝子組換えでない)、

大豆油、OO、××

又は

名称 00

原材料名 ばれいしょ、大豆油、〇〇、××

• • •

- ※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしょについて分別生産 流通管理が行われていても、大豆油の原材料である大豆は分別生 産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品 全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をする ことはできない。(このような強調表示をせず、上記のような一括 表示だけであれば、可。)
- ※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、遺伝子組換えに関する表示を省略している。
- ◎ 正しい強調表示の例:(ばれいしょ、大豆油の原材料の大豆ともに、 分別生産流通管理が行われたものである場合)

【強調表示】「*遺伝子組換え原材料不使用*」

+

【一括表示】

名称 〇〇

原材料名 ばれいしょ、大豆油、〇〇、××

- - -

又は

名称 〇〇

原材料名 ばれいしょ(遺伝子組換えでない)、大豆油(遺伝子組換えでない)、〇〇、××

• • •

※ 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、 適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の損 入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工負 品に限り、表示することができることになりますので、御注意く ださい。

### Ⅲ 分別生産流通管理

(GM-45)「分別生産流通管理 (IPハンドリング)」とは、具体的にどのようなものですか。

. . .

- ※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしょについて分別生産 流通管理が行われていても、大豆油の原材料である大豆は分別生 産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品 全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をする ことはできない。(このような強調表示をせず、上記のような一 括表示だけであれば、可。)
- ※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、遺伝子組換えに関する表示を省略している。
- ◎ 正しい強調表示の例:(ばれいしょ、大豆油の原材料の大豆ともに、 分別生産流通管理が行われたものである場合)

【強調表示】「*遺伝子組換え原材料不使用*」

+

【一括表示】

名称 〇〇

原材料名 ばれいしょ、大豆油、〇〇、××

. . .

又は

名称 〇〇

原材料名 ばれいしょ(遺伝子組換えでない)、大 豆油(遺伝子組換えでない)、〇〇、××

• • •

#### Ⅲ 分別生産流通管理

 $(GM-\underline{40})$ 「分別生産流通管理(IPハンドリング)」とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

 $1 \sim 4$  (略)

5 なお、これらのマニュアルとは異なる分別生産流通管理の方法を用いること 5 なお、これらのマニュアルとは異なる分別生産流通管理の方法を用いること 同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法である必要があります。

%1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトからpdfファイル|%1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトからpdfファイル で入手することができます。

(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)

・財団法人食品産業センター

http://www.shokusan.or.jp/

•消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/information/ guideline/#manual

※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトからpdfファイル|※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトからpdfファイル で入手することができます。

(パパイヤ)

• 消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food labeling/information/ guideline/#manual

(GM-46) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ

- ② 北米産以外の大豆、とうもろこし及びばれいしょ
- ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工 밂
- ④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな
- ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ
- ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国

についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生 産流通管理をすればよいのですか。

(答)

(①について)

(答)

 $1 \sim 4$  (略)

もできますが、その場合には、マニュアルによる分別生産流通管理と同等又は┃ もできますが、その場合には、マニュアルによる分別生産流通管理と同等又は 同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法である必要があります。

で入手することができます。

(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)

・財団法人食品産業センター http://www.shokusan.or.jp/

•消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/information/ guideline/#manual

· 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html

で入手することができます。

(パパイヤ)

•消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food labeling/information/ guideline/#manual

• 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html

(GM-41) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ

- ② 北米産以外の大豆、とうもろこし及びばれいしょ
- ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工 ᇤ
- ④ 菜種、綿実、アルファルファ及びてん菜
- ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ
- ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国

についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生 産流通管理をすればよいのですか。

(答)

(①について)

ありません。したがって、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能 ありません。したがって、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能 性が生じない限り、現時点では、「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理 性が生じない限り、現時点では、「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理 は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国 は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国 **産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニュ|産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニュ** アル」(GM-45参照)又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてくださ アル」(GM-40参照)又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてくださ V10

#### (②について)

- 北米産以外の大豆、とうもろこし及び北米産以外のばれいしょを原材料とする| - 北米産以外の大豆、とうもろこし及び北米産以外のばれいしょを原材料とする ばれいしょ加工品については、当該国から輸入しようとする当該農産物(又は当|ばれいしょ加工品については、当該国から輸入しようとする当該農産物(又は当 該加工食品の原材料としての農産物)について当該遺伝子組換え農産物の商業栽 | 該加工食品の原材料としての農産物)について当該遺伝子組換え農産物の商業栽 培が行われている場合には、分別生産流通管理の「流通マニュアル」又はこれに|培が行われている場合 (下記「(参考)」を参照ください。)には、分別生産流通 準じた方法による生産段階からの管理及び確認が必要です。

※ 遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていることの確認方法として、ISAA A (International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applicati ons) の資料などがあります。

(削除)

現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物は 現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物は V \

#### (②について)

管理の「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による生産段階からの管理及び 確認が必要です。

# (参考)

ISAAA(International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applic ations)の資料によれば、2013年時点で遺伝子組換え農産物を商業栽培している のは下記の30か国とされています。

米国(大豆、とうもろこし、綿実、菜種、アルファルファ、てん菜、パパイ ヤ)

ブラジル (大豆、とうもろこし、綿実)

アルゼンチン(大豆、とうもろこし、綿実)

インド(綿実)

カナダ(菜種、とうもろこし、大豆、てん菜)

中国(綿実、パパイヤ)

パラグアイ (大豆、とうもろこし、綿実)

南アフリカ (とうもろこし、大豆、綿実)

パキスタン(綿実)

ウルグアイ(大豆、とうもろこし)

ボリビア(大豆)

フィリピン(とうもろこし)

オーストラリア (綿実、菜種)

ブルキナファソ (綿実)

ミャンマー(綿実)

スペイン(とうもろこし)

### (③について)

コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品につ いては、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の ついては、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通 段階と、コンテナや袋詰めの密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階においしの段階と、コンテナや袋詰めの密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階にお て、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが | いて、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすること 必要です。コンテナや袋詰めされている間は、他の農産物(又は他の農産物を原┃が必要です。コンテナや袋詰めされている間は、他の農産物(又は他の農産物を 材料とする他の加工食品)と混ざることはありませんので、その積み卸し等があ 原材料とする他の加工食品)と混ざることはありませんので、その積み卸し等が ったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。

#### (4)について)

大豆、とうもろこし、ばれいしょ及びパパイヤ以外の対象農産物(菜種、綿実、 アルファルファ、てん菜及びからしな)について、「遺伝子組換えでない」等の「アルファルファ及びてん菜)について、「遺伝子組換えでないものを分別」等の 表示をする場合には、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある生産、一表示をする場合には、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある生産、 流通及び加工の各段階で大豆やとうもろこしについての「流通マニュアル」に準 流通及び加工の各段階で大豆やとうもろこしについての「流通マニュアル」に準 じた方法による管理及び確認をしてください。

#### (⑤について)

ては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び(GM-45)の4 | ては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び(GM-40)の4 のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられる のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられる ことから、日本国内において「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理を実 ことから、日本国内において「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理を実 施する必要はありません。

メキシコ(綿実、大豆) コロンビア(綿実、とうもろこし) スーダン (綿実) チリ (とうもろこし、大豆、菜種) ホンジュラス (とうもろこし) チェコ (とうもろこし、ばれいしょ) ルーマニア(とうもろこし) ポルトガル (とうもろこし) ドイツ(ばれいしょ) ポーランド (とうもろこし) スロバキア(とうもろこし) エジプト (とうもろこし) スウェーデン(ばれいしょ) コスタリカ(綿実、大豆)

注:() 内は、我が国での遺伝子組換え表示に関する対象農産物のうち、IS AAAの資料によって、当該国で商業栽培があるとされているもの。

## (③について)

コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし、及びばれいしょ加工品に あったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。

#### (④について)

大豆、とうもろこし、ばれいしょ及びパパイヤ以外の対象農産物(菜種、綿実、 じた方法による管理及び確認をしてください。

### (⑤について)

- 遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについ | - 遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについ 施する必要はありません。

(⑥について)

栽培が行われていないことを確認している場合、又は当該国の輸出者が当該国に|栽培が行われていないことを確認している場合、又は当該国の輸出者が当該国に おいて当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している「おいて当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している 場合には、その農産物の原産国を確認するとともに、遺伝子組換え農産物の意図 場合には、その農産物の原産国を確認するとともに、遺伝子組換え農産物の意図 せざる混入の可能性が生ずる段階、具体的には、日本の港に入った段階以降におせざる混入の可能性が生ずる段階、具体的には、日本の港に入った段階以降にお いては、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による管理及び確認が必要と「いては、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による管理及び確認が必要と なります。

また、一旦遺伝子組換え農産物の商業栽培を行った後、当該遺伝子組換え農産」また、一旦遺伝子組換え農産物の商業栽培を行った後、当該遺伝子組換え農産 物の商業栽培が行われなくなったことが当該国の公的機関により確認されている 物の商業栽培が行われなくなったことが当該国の公的機関により確認されている ことを輸入業者が確認している場合については、遺伝子組換え農産物の意図せざ |ことを輸入業者が確認している場合については、遺伝子組換え農産物の意図せざ る混入の可能性が生ずる段階以降において分別生産流通管理が必要になります。

 $(GM-47) \sim (GM-51)$ (略)

#### IV 具体的な表示例等

(GM-52) 遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。 (答)

- 1 大豆を主な原材料とする食品の表示例
  - ① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

名称 00

大豆(遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△ 原材料名

② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ た大豆を原材料としている場合

なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適 切に分別流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認め られる大豆及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができ るようになりますので、御注意ください。

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆、〇〇、△△

又は

(⑥について)

当該国の公的機関等により当該農産物について当該遺伝子組換え農産物の商業 当該国の公的機関等により当該農産物について当該遺伝子組換え農産物の商業 なります。

| る混入の可能性が生ずる段階以降において分別生産流通管理が必要になります

 $(GM-42) \sim (GM-46)$ (略) (略)

#### |Ⅳ 具体的な表示例等

(GM-47)遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。 (答)

- 1 大豆を主な原材料とする食品の表示例
  - ① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

名称 00

原材料名 大豆(遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△ 名称 00

原材料名 はだか麦、大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)、〇

 $O, \Delta\Delta$ 

又は

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆(分別生産流通管理済み)、○○、△

 $\triangle$ 

. . .

又は

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆(遺伝子組換えでない)、〇〇、△△

③ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分 別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認した大豆を原材料として いる場合

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆、〇〇、△△

又は

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆(遺伝子組換えでない)、〇〇、△△

- 2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例
- ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料として ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料として

② 非遺伝子組換え大豆を原材料としている場合

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆、〇〇、△△

又は

名称 00

原材料名 はだか麦、大豆(遺伝子組換えでない)、〇〇、△△

- 2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例

## いる場合

名称 〇〇

原材料名 とうもろこし(遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△

• • •

② 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が 行われたとうもろこしを原材料としている場合

なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切 に分別流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められ るとうもろこし及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することがで きるようになりますので、御注意ください。

<u>名称</u> OO

原材料名 とうもろこし、〇〇、△△

• • •

<u>又は</u>

<u>名称</u> OO

原材料名 とうもろこし(遺伝子組換え混入防止管理済)、〇〇、

 $\Delta\Delta$ 

• • •

<u>又は</u>

原材料名 とうもろこし(分別生産流通管理済み)、〇〇、△△

• • •

<u>又は</u>

<u>名称</u> <u>〇〇</u>

原材料名 とうもろこし(遺伝子組換えでない)、〇〇、△△

• • •

## いる場合

名称 〇〇

原材料名 とうもろこし(遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△

. . .

③ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適 切に分別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認したとうもろこしを 原材料としている場合

名称 00

原材料名 とうもろこし、〇〇、△△

又は

名称 00

原材料名 とうもろこし(遺伝子組換えでない)、○○、△△

3 (略)

(GM-53) 遺伝子組換え食品に関する表示事項と食物アレルギー表示を併記 する必要がある時の表示方法を具体的に示してください。

次のような表示方法が可能です。

- ① 「豆乳 (大豆を含む、大豆:遺伝子組換えでない)」
- ② 「豆乳 (大豆を含む:遺伝子組換えでない)」
- 表示をする場合はそれぞれ遺伝子組換え食品の表示(豆乳(大豆(遺伝子組 換えでない))) と食物アレルギーの一括表示をすることになります。

(GM - 54)(略)

(GM-55) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない 原材料を使用した加工食品について、「遺伝子組換え不分別」以外の文言で 表示をすることは可能ですか。また、枠外にその旨を表示することは可能で すか。

(答)

1 義務表示の対象となる加工食品に分別生産流通管理をしていない原材料を使 用している場合は、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別してい ない旨を原材料名の次に括弧書きで表示することが必要となります。

食品表示基準では、このことを示す表現として「遺伝子組換え不分別」とい う文言が示されていますが、これは一例であって、遺伝子組換え農産物と非遺

② 非遺伝子組換えとうもろこしを原材料としている場合

名称 00

原材料名 とうもろこし、〇〇、△△

又は

名称 00

原材料名 とうもろこし(遺伝子組換えでない)、〇〇、△△

(略)

(GM-48) 遺伝子組換え食品に関する表示事項と表示を併記する必要がある 時の表示方法を具体的に示してください。

(答)

次のような表示方法が可能です。

- ① 「豆乳パフ (大豆を含む、大豆:遺伝子組換えでない)」
- ② 「豆乳パフ (大豆を含む:遺伝子組換えでない)」
- ③ アレルゲンについては、個別表示と一括表示の併用はできないため、一括 ③ アレルゲンについては、個別表示と一括表示の併用はできないため、一括 表示をする場合はそれぞれ遺伝子組換え食品の表示(豆乳パフ(遺伝子組換 えでない))とアレルギーの一括表示をすることになります。

(GM - 49)(略)

(新設)

伝子組換え農産物を分別していない旨が分かる文言であれば構いません。

2 また、一括表示の原材料名欄に「遺伝子組換え不分別」と表示した上で、枠 外に、「不分別」とは遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別して いないことを意味している旨の説明書きを付すことは、消費者に情報を正しく 伝える手段として有効であると考えます。

(GM-56)ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。

- 1 ステアリドン酸産生大豆の場合、表示の対象は、
- ① ステアリドン酸産生大豆
- ② ①を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、ステアリドン酸産生 形質が除去されたものを除く。)
- ③ ②を主な原材料とするもの

となります。

したがって、ステアリドン酸産生大豆を主な原材料として使用した場合には、 油やしょうゆなど従来表示義務がなかった品目やこれらを主な原材料とする ものについても表示義務が生じることとなります。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

- 2 ステアリドン酸産生大豆を脱脂したものについては、ステアリドン酸産生大 2 高オレイン酸大豆を脱脂したものについては、高オレイン酸大豆を脱脂した 豆を脱脂した脱脂大豆の組成は、通常の脱脂大豆と相違がなく、ステアリド ン酸を始め脂肪酸が除去されたにもかかわらずステアリドン酸産生である旨 の表示を行うことは、消費者に誤認を与えかねないことから、当該脱脂大豆 及びこれを原材料とする加工食品については、ステアリドン酸産生である旨 の表示の対象からは除かれています。(ただし、脱脂大豆及びこれを原材料 とするものであって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって 生じたたんぱく質が検出可能なものとして食品表示基準別表第17に掲げる加 工食品については、「脱脂大豆 (遺伝子組換え)」等の遺伝子組換えに関する 表示の対象となります。)
- 3 具体的な表示例は以下のとおりです。
- ① ステアリドン酸産生大豆を原材料とする大豆油

名称 食用大豆油

原材料名 食用大豆油(ステアリドン酸産生遺伝子組換え)

又は

(GM−50) 高オレイン酸大豆の表示対象と表示例を教えてください。

- 1 高オレイン酸大豆の場合、表示の対象は、
- ① 高オレイン酸大豆
- ② ①を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、高オレイン酸形質が 除去されたものを除く。)
- ③ ②を主な原材料とするもの となります。

したがって、高オレイン酸大豆を主な原材料として使用した場合には、油や しょうゆなど従来表示義務がなかった品目やこれらを主な原材料とするもの についても表示義務が生じることとなります。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

- 脱脂大豆の組成は、通常の脱脂大豆と相違がなく、オレイン酸を始め脂肪酸 が除去されたにもかかわらず高オレイン酸である旨の表示を行うことは、消 費者に誤認を与えかねないことから、当該脱脂大豆及びこれを原材料とする 加工食品については、高オレイン酸である旨の表示の対象からは除かれてい ます。(ただし、脱脂大豆及びこれを原材料とするものであって、加工工程 後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出可能な ものとして食品表示基準別表第17に掲げる加工食品については、「食用大豆 油(遺伝子組換え)|等の遺伝子組換えに関する表示の対象となります。)
- 3 具体的な表示例は以下のとおりです。
- ① 高オレイン酸大豆を原材料とする大豆油

名称 食用大豆油

原材料名 食用大豆油(高オレイン酸遺伝子組換え)

又は

名称 食用大豆油

原材料名 食用大豆油(大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換え))

② ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆を原材料とする大豆油を主な原材料 とする食品

名称 00

原材料名 小麦粉、食用大豆油(ステアリドン酸産生遺伝子組換

え)、△△

マは

名称 00

原材料名 小麦粉、食用大豆油(大豆(ステアリドン酸産生遺伝子

組換え))、△△

. . .

③ ステアリドン酸産生大豆を意図的に混合した大豆を主な原材料とする食 밂

名称 00

原材料名 大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合)、

小麦粉、△△

(GM-57) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。

- 1 高リシンとうもろこしの場合、表示の対象は、
- ① 高リシンとうもろこし
- ② ①を主な原材料とするもの(高リシン形質が除去されたものを除く。)
- ③ ②を主な原材料とするもの

となります。

名称 食用大豆油

原材料名 食用大豆油(大豆(高オレイン酸遺伝子組換え))

② 高オレイン酸遺伝子組換え大豆を原材料とする大豆油を主な原材料とする 食品

名称 00

原材料名 小麦粉、食用大豆油(高オレイン酸遺伝子組換え)、△

. . .

又は

名称 00

原材料名 小麦粉、食用大豆油(大豆(高オレイン酸遺伝子組換

 $\bar{z}$ )),  $\Delta\Delta$ 

. . .

③ 高オレイン酸大豆を意図的に混合した大豆を主な原材料とする食品

名称 00

原材料名 大豆(高オレイン酸遺伝子組換えのものを混合)、小麦

粉、△△

. . .

(GM-51) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。 (答)

- 1 高リシンとうもろこしの場合、表示の対象は、
- ① 高リシンとうもろこし
- ② ①を主な原材料とするもの(高リシン形質が除去されたものを除く。)
- ③ ②を主な原材料とするもの

となります。

高リシンとうもろこしを使用した油については、ステアリドン酸と異なりリーニー高リシンとうもろこしを使用した油については、オレイン酸と異なりリシン

せん。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

- 2 (略)
- 3 具体的な表示例は、(GM−56) を参照してください。

(削除)

# V 表示禁止事項

(GM-58) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない 飼料で育てました」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」

シンが油中に残らないことから、通常のとうもろこし同様に表示義務はありましず油中に残らないことから、通常のとうもろこし同様に表示義務はありません。 なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

- 2 (略)
- 3 具体的な表示例は、(GM−50) を参照してください。

(GM-52)ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。 (答)

- 1 ステアリドン酸産生大豆の場合、表示の対象は、
- ① ステアリドン酸産生大豆
- ② ①を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、ステアリドン酸産生 形質が除去されたものを除く。)
- ③ ②を主な原材料とするもの

となります。

したがって、ステアリドン酸産生大豆を主な原材料として使用した場合には、 油やしょうゆなど従来表示義務がなかった品目やこれらを主な原材料とするも のについても表示義務が生じることとなります。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

- 2 ステアリドン酸産生大豆を脱脂したものについては、ステアリドン酸産生大 豆を脱脂した脱脂大豆の組成は、通常の脱脂大豆と相違がなく、ステアリドン 酸を始め脂肪酸が除去されたにもかかわらずステアリドン酸産生である旨の表 示を行うことは、消費者に誤認を与えかねないことから、当該脱脂大豆及びこ れを原材料とする加工食品については、ステアリドン酸産生である旨の表示の 対象からは除かれています。(ただし、脱脂大豆及びこれを原材料とするもの であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱ く質が検出可能なものとして食品表示基準別表第16に掲げる加工食品について は、「食用大豆油(遺伝子組換え)」等の遺伝子組換えに関する表示の対象と なります。)
- 3 具体的な表示例は (GM−50) を参照してください。

#### V 表示禁止事項

(GM-53) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用牛乳 (卵)」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」

(答)

(①について)

の原材料名欄には使用した原材料を表示することとしており、牛乳や牛肉の原 材料に当たらない飼料の表示はできません。したがって、①の例のように、「遺 伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育て **ました**」といった遺伝子組換えに関する表示を一括表示事項欄に表示すること はできません。

なお、遺伝子組換え飼料(とうもろこしなど)については、組み換えられた DNA等は家畜体内で消化酵素により分解されてしまい、 生乳や牛肉等には残し らないため、遺伝子組換えに関する表示を義務付けることは難しいと考えてい ますが、①のような表示を一括表示事項の欄外に任意で表示することは可能で

その場合は、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。

2 また、令和5年4月1日以降、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」 旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にのみ表示 することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具 体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表 示する必要があると考えます。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で 飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使 用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

(②について)

3 ②の例のように、「遺伝子組換えでない牛乳(卵)」という表示は、現時点 2 また、②の例のように、「遺伝子組換えでない牛乳(卵)」という表示は、 では、遺伝子組換え技術を用いて作られた牛乳(卵)が流通しているような誤 解を与えることから表示できません

(GM - 59)(略)

## VI 表示の監視

(GM-60) 遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。

1 遺伝子組換え食品の表示の監視及び検証のうち、原材料名だけ表示している

(答)

(①について)

1 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定では、一括表示事項欄 1 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定では、一括表示事項欄 の原材料名欄には使用した原材料を表示することとしており、牛乳 (卵) の原 材料に当たらない飼料の表示はできません。したがって、①の例のように、「遺 伝子組換え飼料不使用牛乳 (卵) といった遺伝子組換えに関する表示を一括 表示事項欄に表示することはできません。

> なお、遺伝子組換え飼料(とうもろこしなど)については、組み換えられた DNA等は家畜体内で消化酵素により分解されてしまい、牛乳や卵には残らな いため、遺伝子組換えに関する表示を義務付けることは難しいと考えています が、①のような表示を一括表示事項欄の欄外に任意で表示することは可能です。

(新設)

(②について)

現時点では、遺伝子組換え技術を用いて作られた牛乳(卵)が流通しているよ うな誤解を与えることから表示できません

(GM-54) (略)

## VI 表示の監視

(GM-55) 遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。

遺伝子組換え食品の表示には「遺伝子組換え」(義務表示)「遺伝子組換え不 |もの又は遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行ってい|分別|(義務表示)及び「遺伝子組換えでない|(任意表示)の3通りがありま |る旨の表示若しくは「遺伝子組換えでない||旨の表示については、その原料と||す。この遺伝子組換え食品の表示の監視は「遺伝子組換えでない」、(任意表示) なる大豆やとうもろこしが分別生産流通管理がなされている旨の書類が整って または記載の無いものについて、その原料となる大豆やとうもろこしが分別生産 いることの確認を行います。この確認が出来なければ、分別生産流通管理が十一流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行います。この確認 分になされていないこととなり、「遺伝子組換え不分別」と表示する必要があ が出来なければ、分別生産流通管理が十分になされていないこととなり、「遺伝

ります。遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認(社会的検証)を基本 | 子組換え不分別」と表示する必要があります。 に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、科学的検証と 社会的検証を組み合わせて実施しています。

2 また、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、 その原料農産物の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農 産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の 手法で原料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないこと を確認します。

(GM - 61)(略)

(GM-62) 非遺伝子組換え大豆及びとうもろこしを分別生産流通管理し、「遺 伝子組換えでない」旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組 換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どの ような措置がとられるのですか。

(答)

1 (略)

2 大豆やとうもろこしについて、原材料名だけの表示又は適切に分別生産流通 管理を行っている旨若しくは「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生産流 通管理が適切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産 流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5%以 下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子 組換え不分別」等と表示する必要があり、「遺伝子組換え混入防止管理済」等 という表示は不適正な表示であるといえます。

票、分別流通の実際の取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応 じて、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとな ります。

3 なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示にあっては、 分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含 まれていないことが必要になりますが、行政が行う科学的検証及び社会的検証 の結果において、原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認 された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食 品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

VII その他

なお、このように、遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認(社会的検 証)が基本ですが、これに先立って、科学的検証の手法で、対象を絞り込むこと としています。

(新規)

(GM - 56)(略)

(GM-57) 非遺伝子組換え大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品を分別 生産流通管理し、「遺伝子組換えでない」旨の表示を付したものについて、 5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な 表示については、どのような措置がとられるのですか。

(答)

1 (略)

また、大豆やとうもろこしの場合の混入率5%以下は分別生産流通管理が適 切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理を 確認していないが結果として遺伝子組換えの混入率が5%以下であった場合 や、意図的に遺伝子組換え作物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」又 は「遺伝子組換え」と表示する必要があり、「遺伝子組換えでない」という表 示は不適正な表示であるといえます。

このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝 2 このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝 票、分別流通の実際の取扱い等をチェックし、分別生産流通管理が適切に実施 されたかを確認した上で、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法に 基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

(新設)

(新設)

(GM-63) 令和5年3月31日までに現行制度に基づいて表示をした製品は、 新たな制度が施行される同年4月1日以降も販売することができますか。 (答)

令和5年4月1日より前に、改正前の食品表示基準に基づいて遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品(業務用加工食品を除く。)及び生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。)(いずれも、例えば、倉庫にある商品在庫)については、令和5年4月1日以降も販売することができます。

ただし、定義が異なる「遺伝子組換えでない」旨の表示がされた製品が流通することは消費者の誤解を招くおそれがありますので、できる限り令和5年3月31日までに、改正後の食品表示基準に則した表示に切り替えるようお願いします。

### 参考図表1 【図:遺伝子組換え食品の表示方法】

- (1) 組成、栄養価等が<u>通常の農産物と</u>著しく異なるもの (ステアリドン酸産生大豆及びこれを原材料とする大豆油等)
  - → 「大豆 (ステアリドン酸産生遺伝子組換え)」等の義務表示
- (2) 組成、栄養価等が通常の農産物と同等のもの
- ① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が 検出できる加工食品(豆腐、コーンスナック菓子等)
  - ア 分別生産流通管理 が行われた遺伝子組 換え農産物を原材料 とする場合

イ 遺伝子組換え農産物 と非遺伝子組換え農産 物が不分別の農産物を 原材料とする場合

〉「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義 務表示

ウ 分別生産流通管理が 行われた非遺伝子組換

「大豆(遺伝子組換えでない)」等の任

(新設)

参考図表1 【図:遺伝子組換え食品の表示方法】

- (1) <u>従来のものと</u>組成、栄養価等が著しく異なるもの (高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする大豆油等)
  - → 「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」等の義務表示
- (2) 従来のものと組成、栄養価等が同等のもの
- ① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が 検出できる加工食品(豆腐、コーンスナック菓子等)
  - ア 分別生産流通管理 が行われた遺伝子組 換え農産物を原材料 とする場合

イ 遺伝子組換え農産物 と非遺伝子組換え農産 物が不分別の農産物を 原材料とする場合

プ 「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義 務表示

ウ 分別生産流通管理が 行われた非遺伝子組換

「大豆(遺伝子組換えでない)」等の任

え農産物を原材料とす る場合 意表示

- ② 加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が 残存しない(とされる)加工食品(大豆油、しょうゆ等)
- → 表示不要(任意表示)

参考図表 2 【表:遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

え農産物を原材料とす る場合 意表示

- ② 加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が 残存しない(とされる)加工食品(大豆油、しょうゆ等)
- → 表示不要(任意表示)

参考図表 2	【表:遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法	食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法
価等が <u>通常の</u> <u>農産物と</u> 著し く異なる遺伝 子組換え農産	② ①を主な原材料とするもの(当該形質を有しなくなったものを除く。) ③ ②を主な原材料とするもの	酸産生遺伝子組換え)」 等の義務表示	と 組成、栄養 価等が著遺伝 異なる遺産産物 及びこれを原	② ①を主な原材料とするもの(当 該形質を有しなくなったものを除	遺伝子組換え)」等の 義務表示
農で組が目うば菜アァパら高にをあ換存(もれ種ル、パし農れるえ在大ろい、フてイな産をしままい菜、に及材のはまり、、、、フ、か係び料のでは、、、、フ、か係び料	大豆 (枝豆、大豆もやしを含む。)、 とうもろこし、ばれいしょ、菜種、 綿実、アルファルファ、てん菜、パ パイヤ、からしな 加工食品 33食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰	え農産物を原材料と する場合 → 「大豆(遺伝子 組換え)」等の義務 表示 ・遺伝子組換え農産物 と非遺伝子別の農産 物を原材料とする場 合 → 「大豆(遺伝子 組換え不分別)」等	と価あ換存(もれ種ルてイ産をる、同伝産る、しょ実ル、係び料食、同伝産る、しょ実ル、係び料食業等子物作と、、、フパること品業で組が目うば菜ア、パ農れすで	加工食品 33食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰	え農産物を原材料と する場合 → 「遺伝子 組換示 ・遺操示 ・遺非が原 を を を を を を を を を を を り し り し り し き き き き き き き き き も き き も り も り も り も り

③ 組成、栄養 しょうゆ   表示不要     ③ <u>従来のもの</u> しょうゆ   表示不要   表示不要	加 田 田 田 田 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	11) 調理用の大豆を主な原材料と するもの 12) 大豆の 13) 大豆の 14) 枝豆の 14) 枝豆豆の 15) 大も豆豆も でまなした できなした できなした できない できない できない できない できない できない できない できない	が混入しない。 が混入しなが強を が混りたい。 が混りたい。 が混りたい。 が混りたい。 が混りたい。 がおいか。 がおいか。 がおいか。 がおいか。 がおいか。 がないがい。 がないがい。 がないがい。 がないがない。 がない。 がない。 がない。 でくのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	換えない。 換えない。 A A ストールに ない。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 にいる。 にい。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。	(11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの(12) 大豆の粉を主な原材料とするもの(13) 大豆の (14) 枝豆の (15) 大ものでは、 (15) 大のの (16) コーンスターとのの(16) コーンスターとのの(17) ポ冷凍とももに、 (17) コポップとももに、 (19) からここのがのでは、 (19) からここのがでは、 (19) からここのがでは、 (19) からここのがでは、 (19) からここのがでは、 (19) からここのがでは、 (19) からここのののでは、 (19) から20まであるが、 (19) ないののでは、 (19) ないのでは、 (19) な	
---	--	---	---	---	--	--

価等が通常の大豆油 (ただし、表示する場||| と組成、栄養|大豆油 (ただし、表示する場 価等が同等で コーンフレーク 合には、上記②の表 農産物と同等コーンフレーク 合には、上記②の表 である遺伝子水飴 示方法に準じた方法 ある遺伝子組水飴 示方法に準じた方法 で実施) 組換え農産物 異性化液糖 で実施) 換え農産物が異性化液糖 が存在する作 デキストリン 存在する作目 デキストリン 目(大豆、とコーン油 (大豆、とう コーン油 うもろこし、菜種油 もろこし、ば菜種油 ばれいしょ、綿実油 れいしょ、菜綿実油 菜種、綿実、一砂糖(てん菜を主な原材料とするも 種、綿実、ア 砂糖(てん菜を主な原材料とするも アルファルフ の) ルファルファ、の) ア、てん菜、 これらを主な原材料とする食品 てん菜)に係 これらを主な原材料とする食品 パパイヤ、か る農産物を原 らしな)に係 材料とする加 る農産物を原 工食品であっ 材料とする加 て、組み換え られたDNA 工食品であっ て、組み換え 及びこれによ られたDNA って生じたた 及びこれによ ん白質が加工 って生じたた 工程で除去・ ん白質が加工 分解等される ことにより、 工程で除去・ 分解等される 食品中に残存 しないもの ことにより、 食品中に残存 しないもの

- (注1)「主な原材料」とは、全原材料中重量で上位3位までのもので、かつ、 原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの。
- (注2)「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え<mark>農産物が混入しないように対</mark>|(注2)「分別生産流通管理」とは、<mark>非</mark>遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加 象農産物を生産、流通及び加工の各段階で分別管理し、その旨を書類により 証明する管理の方法。意図せざる混入の目安は、大豆及びとうもろこしにつ した。 いて、5%以下。

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項・別添 原料原産地表示 (別表15 別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項・別添 原料原産地表示 (別表15  $O(1 \sim 6)$  (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)  $\sim$  (原原-61) (略)

- (注1)「主な原材料」とは、全原材料中重量で上位3位までのもので、かつ、 原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの。
- 工の各段階で分別管理し、その旨を書類により証明する管理の方法。意図せ ざる混入の目安は、大豆及びとうもろこしについて、5%以下。
- $O(1 \sim 6)$  (略)

別添新たな原料原産地表示制度

(原原-1)  $\sim$  (原原-61) (略)

(原原-62) 原料原産地表示が義務付けられていないもの<u>に、</u>自主的<u>に</u>容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(答)

(略)

(原原-63)  $\sim$  (原原-66) (略)

(原原-67)(生鮮-36)のしいたけの原産地表示の変更に伴うしいたけ加工品(原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品)の原料原産地表示等に関する経過措置の適用について教えてください。

- 1 しいたけ加工品については、生鮮食品のしいたけの原産地表示の考え方の変更(生鮮-36参照)に伴う表示切替えの準備のため、令和4年3月末から、1年程度(令和5年3月末)までの期間に製造した一般用加工食品及び販売される業務用加工食品については、Q&A改正前のしいたけの原産地によって表示を行っても差し支えありません。
- 2 なお、食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成29年9月1日内閣府令 第43号)による新たな原料原産地表示制度の経過措置期間については、予定通 り、令和4年3月31日までとなります。このため、令和4年4月1日以降に製 造した一般用加工食品及び販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、 食品表示基準に基づく原産地表示が行われていないものにあっては販売できま せん。

(原原-68) • (原原-69) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示 (第3条第1項「名称」関係)

(弁当1) (略)

(弁当-2) <u>弁当、惣菜</u>に消費期限を表示する場合、消費期限を「日」まででなく「時間」まで表示する必要があるのですか。

(答)

(略)

(原原-62) 原料原産地表示が義務付けられていないもの<u>に</u>自主的<u>を</u>容器包装 に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(答)

(略)

(原原-63)  $\sim$  (原原-66) (略)

(新設)

(原原-67) • (原原-68) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示 (第3条第1項「名称」関係) (弁当1) (略)

(弁当-2)「弁当及びそうざいの衛生規範」(昭和54年6月29日環食第161号 厚生労働省食品衛生課長通知)に「弁当にあっては、調理時間まで記載する こと。」との記載があるが、これらの食品に消費期限を表示する場合、消費 期限を「日」まででなく「時間」まで表示する必要があるのですか。

(答)

(略)

( $) <math>\sim ($  $) <math>\sim ($  $) <math>\times ($  $) <math>\times ($  $) \sim ($  $) <math>\times ($ 

(玄米精米-2) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 • 2 (略)

- 3 原料玄米は、
- ① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。

この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

### (表示例) (略)

② ①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

#### (表示例) (略)

③ ②の場合で産地(国産品にあっては都道府県名等、輸入品にあっては一般に知られている地名)、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。なお、産地、品種及び産年の一部を表示する場合にあっては、表示する全ての原料玄米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

#### (表示例) (略)

④ また、産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合においては、その表示事項の根拠となる情報の確認方法を表示することができます。 具体的には、確認者や確認した方法について、以下の例を参考に記載してください。なお、記載に当たっては、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。

#### 【農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例1)・(表示例2) (略)

(表示例3)全ての原料玄米について、品種及び産年については農産物検査法による証明を受けており、産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号。以下「米トレ―サビリティ法」という。)により伝達された根拠資料を保管した場合で、それらの確

 $(弁当-3) \sim (玄米精米-1)$  (略)

(玄米精米-2) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 • 2 (略)

- 3 原料玄米は、
- ① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。

この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

#### (表示例) (略)

② ①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の 産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併 記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高 い順に表示します。

## (表示例) (略)

③ ②の場合で産地(国産品にあっては都道府県名等、輸入品にあっては一般に知られている地名)、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。なお、産地、品種及び産年の一部を表示する場合にあっては、表示する全ての原料玄米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

#### (表示例) (略)

④ また、産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合においては、 その表示事項の根拠となる情報の確認方法を表示することができます。 具体的には、確認者や確認した方法について、以下の例を参考に記載し てください。なお、記載に当たっては、消費者に誤認を与えない表現で表 示する必要があります。

【農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例1)・(表示例2) (略)

(新設)

## 認方法を表示する場合

	<u>産 地</u>	<u>品 種</u>	<u>産 年</u>		
<u>原料玄米</u>	単一原料米	OOヒカリ	〇〇年産		
	品種及び産年については、農産物検査証明による確認 産地については、米トレーサビリティ法による確認				

(表示例4)  $\sim$  (表示例9) (略)

(表示例10)品種及び産年については根拠資料を保管していない又は品種及び産│(表示例9) 品種及び産年については根拠資料を保管していない又は品種及び産 年を表示しない原料玄米で、産地については、米トレーサビリティ法により伝 達された根拠資料を保管した場合で、その確認方法を表示する場合

	産地	品種	産年	使用割合			
原料玄米	複数原料米 国内産 【〇〇県(米						

 $4 \sim 6$  (略)

(玄米精米-3) (略)

(玄米精米-4) 品種として表示できるのは、どのようなものになりますか。

原則として、種苗法(平成10年法律第83号)に基づき品種登録又は品種登録出 願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されているものとなります。

なお、根拠資料が保管されていない場合は、表示することはできません。

(表示例3)  $\sim$  (表示例8) (略)

年を表示しない原料玄米で、産地については、米穀等の取引等に係る情報の記 録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号。以下「米トレーサ ビリティ法」という。)により伝達された根拠資料を保管した場合で、その確 認方法を表示する場合

	産地		品	種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 [○○県(米トレーサビリティ法による伝達) 10割]					

 $4 \sim 6$  (略)

(玄米精米-3) (略)

(玄米精米-4) 品種として表示できるのは、どのようなものになりますか。

種苗法(平成10年法律第83号)に基づき品種登録又は品種登録出願された品種 であり、かつ、根拠資料が保管されているものとなります。

なお、根拠資料が保管されていない場合は、表示することはできません。

 $(玄米精米-5) \sim (玄米精米-43)$  (略)

 $(玄米精米-5) \sim (玄米精米-43)$  (略)

別添

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

## 1. 背景及び趣旨

(1) 食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、厚生労働省での審議を経て食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき成分規格や使用基準が設定され、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)によりその表示方法が規定されているところである。

しかしながら、食品表示基準上、食品添加物が不使用である旨の表示(以下「食品添加物の不使用表示」という。) に関する特段の規定はなく、現状では、食品関連事業者等が容器包装に、任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っている。

- (2) 令和2年3月公表の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」においては、
  - ・食品表示基準第9条では表示すべき事項の内容と矛盾する用語や内容物 を誤認させるような文字等を禁止してはいるものの、その解釈を示す食 品表示基準Q&Aが網羅的ではない
  - ・「無添加」等の表示方法を示す食品表示基準Q&Aが曖昧である
  - ・「無添加」等の表示は商品の主要面に義務表示事項よりも目立つように表示されるケースがあり、本来見るべき一括表示欄が活用されていないといった現状等を踏まえ、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案された。
- (3) これまでの消費者意向調査等においては、食品添加物は安全性が評価されていること等について十分に理解されていない、商品選択の際に食品添加物の不使用表示がある食品を購入している消費者が存在する、食品添加物の不使用表示がある食品を購入する際に一括表示欄を確認しない消費者が存在する、ということが分かった。
- (4) このため、令和3年3月に食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会を新たに設置し、消費者及び事業者へのヒアリングを行い、食品添加物の不使用表示の実態を把握し、実際の表示を基に検討を行った。実際の表示の中で、検討が必要な食品添加物の不使用表示を類型化し、さらに、各類型のうち、現時点で食品表示基準第9条第1項第1号、第2号及び第13号に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてガイドラインを取りまとめた。
- (5) 本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等

(新設)

を与えないよう留意が必要な具体的事項をまとめたものであり、食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではない。食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要な具体的事項をまとめたものであり、食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではない。食品関連事業者等が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行う際に用いることができるものである。

### 2. 適用範囲

食品表示基準の規定に基づき、一般用加工食品の容器包装における、食品衛生法第4条第2項に規定する食品添加物の不使用表示について適用する。なお、食品表示基準第14条及び第17条に基づき同基準第9条第1項の規定を準用する場合においても、本ガイドラインを準用することとなる。

- 3. 食品添加物の不使用表示の類型及び食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示
- 一般用加工食品の任意表示については、事実に即している限り、消費者の商品の選択の機会確保のためや、食品関連事業者等の商品の訴求の観点から、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられている(食品表示基準第7条で定められた事項を除く。)。
- 一方で、表示禁止事項を定めた食品表示基準第9条は、任意表示であったとしても、実際の食品より著しく優良又は有利であると誤認させる表示(同条第1項第1号)、義務表示事項の内容と矛盾する表示(同項第2号)、内容物を誤認させるような表示(同項第13号)について、消費者の食品の選択の機会において正確な情報たり得ないとして、そのような表示を例外的に禁止している。しかし、そこでは、あらかじめ、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定していない。現状では、食品関連事業者等が任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っており、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っている。このような食品添加物の不使用表示の現状及び前述の食品表示基準第9条の性質から、不使用表示一つずつについて、同基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かを列挙することは困難である。
- (1) そこで、容器包装における表示を作成するに当たり注意すべき食品添加物の不使用表示を以下のとおり10の類型に分けた※。

類型1:単なる「無添加」の表示

類型2:食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

類型3:食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

類型4:同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

類型5:同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

類型6:健康、安全と関連付ける表示

類型7:健康、安全以外と関連付ける表示

類型8:食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

<u>類型9:加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている(又は使用されている)</u>れていないことが確認できない)食品への表示

類型10:過度に強調された表示

(2) さらに、各類型のうち、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示 禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を以下のとおりまとめ た。これらは、事業者が消費者に対して正確な情報提供を行うための留意 点となるものである。

なお、実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、以下の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはよることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものである\*。

## 類型1 単なる「無添加」の表示

<u>この類型は、無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載</u> した表示をいう。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

対象を明示せず単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが 不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察する ことになり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合 には内容物を誤認させるおそれがある。

例:単に「無添加」とだけ記載した表示のうち、無添加となる対象が 消費者にとって不明確な表示

# 類型2 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

<u>この類型は、無添加あるいは不使用と共に、食品表示基準において規定</u>されていない用語を用いる表示をいう。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

食品衛生法において、食品添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められている。

※本ガイドラインの策定に当たっては、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CXG 1-1979) の考え方を一部参考に用いた。

食品表示基準において、食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)でも、食品添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていない。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されている。

化学調味料の用語は、かつてJAS規格において使用されていたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはない。

人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は適切とは いえず、こうした表示は、消費者がこれら用語に悪い又は良い印象を持っ ている場合、無添加あるいは不使用と共に用いることで、実際のものより 優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

例:「人工甘味料不使用」等、無添加あるいは不使用と共に、人工、 合成、化学、天然等の用語を使用した表示

類型3 食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

この類型は、法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

食品添加物に関する法令において当該食品添加物が使用されることはない旨を知らず、当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、当該商品は不使用表示のない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある(例1、2)。

例1:清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示

(清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反である。)

例2:食品表示基準別表第5において名称の規定をもつ食品であり、 特定の食品添加物を使用した場合に、同別表第3の定義から外 れる当該食品添加物を無添加あるいは不使用と表示

参考:「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CXG 1-1979) においては、当該食品への添加が認められていない場合、強調表示を用いることができない。

類型4 同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

この類型は、「○○無添加」、「○○不使用」と表示しながら、○○と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示をいう。本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。

消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、不使用表示の食品添加物と、それと同一機能、類似機能を有する食品添加物の違いが表示において分からない場合、当該商品は、当該不使用表示の食品添加物を使用している商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある(例1、2)。

例1:日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、 「保存料不使用」と表示

例2:既存添加物の着色料を使用した食品に、○○着色料が不使用で ある旨を表示(○○着色料とは、指定添加物の着色料をいう。)

参考:「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CXG 1-1979) においては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されている場合、強調表示を用いることができない。

類型 5 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

<u>この類型は、「○○無添加」、「○○不使用」と表示しながら、○○と同</u> 一機能、類似機能を有する原材料を使用している食品への表示をいう。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる。しかし、消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、社会通念上食品であるとは考えられないもので代替されていると認知しない場合、当該商品は、食品添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがある(例1、2)。

不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合、消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料による機能が作用していると読み取るおそれがあり、内容物を誤認させるおそれ

がある (例1、2)。

例1:原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、 添加物としての調味料を使用していない旨を表示

例2:乳化作用を持つ原材料を高度に加工して使用した食品に、乳化 剤を使用していない旨を表示

参考:「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CXG 1-1979) においては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されている場合、強調表示を用いることができない。

### 類型6 健康、安全と関連付ける表示

<u>この類型は、無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付けている表示をいう。</u>

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

食品添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国において使用を認めていることから、事業者が独自に健康及び安全について科学的な検証を行い、それらの用語と関連付けることは困難であり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある(例1、2)。また、内容物を誤認させるおそれがある(例1、2)。

例1:体に良いことの理由として無添加あるいは不使用を表示 例2:安全であることの理由として無添加あるいは不使用を表示

参考:「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CXG 1-1979) において、誤認させるおそれのある強調表示として「健康に良い」、「安全な」が示されている。

# 類型7 健康、安全以外と関連付ける表示

この類型は、無添加あるいは不使用を健康や安全以外の用語(おいしさ、 賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等)と関連付けている表示をい う。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

おいしい理由として食品添加物の不使用表示をする際に、おいしい理由と を品添加物を使用していないこととの因果関係を説明できない場合に は、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある(例1)。

「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と「開封後」 に言及せずに表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければならな いという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表示す べき事項の内容と矛盾するおそれがある(例2)。

商品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示する際に、変色 と着色料の用途との関係について説明ができない場合には、内容物を誤認 させるおそれがある(例3)。

例1:おいしい理由として無添加あるいは不使用を表示

例2:「開封後」に言及せずに「保存料不使用なのでお早めにお召し 上がりください」と表示

例3:商品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示

類型8 食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

<u>この類型は、消費者が、通常、当該食品添加物が使用されていることを</u> 予期していない食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、同種の製品で一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況においては特に、当該商品は不使用の表示がない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある(例1、2)。

例1:同種の製品で一般的に着色料が使用されておらず、かつ、食品 元来の色を呈している食品に、「着色料不使用」と表示

例2:同種の製品が一般的に当該食品添加物を使用していないことから、消費者が当該食品添加物の使用を予期していない商品に対して、当該食品添加物の不使用を表示(消費者が当該食品添加物の使用を予期していない例としては、ミネラルウォーターに保存料の使用、ミネラルウォーターに着色料の使用等がある。)

参考:「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CXG 1-1979) においては、通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していない場合、強調表示を用いることができない。

類型 9 加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている(又は使用され

ていないことが確認できない) 食品への表示

<u>この類型は、加工助剤、キャリーオーバーとして食品添加物が使用されている(又は使用されていないことが確認できない)食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。</u>

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程 まで確認を行うことが必要であり、一括表示外であっても、確認結果に基 づいた表示を行わない場合、内容物を誤認させるおそれがある(例1、2)。

例1:原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保存料不 使用」と表示

例2:原材料の製造工程において食品添加物が使用されていないこと が確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と共 に無添加あるいは不使用を表示

### 類型10 過度に強調された表示

<u>この類型は、無添加あるいは不使用の文字等が過度に強調されている表</u>示をいう。

<u>本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下の</u>ようなものが考えられる。

表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行うことや、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがある(例1、2)。

他の類型項目と組み合わさった際、他の類型項目による誤認を助長させるおそれがある。

<u>例1:商品の多くの箇所に、過剰に目立つ色で、○○を使用していない旨を記載する</u>

例2:保存料、着色料以外の食品添加物を使用している食品に、大き く「無添加」と表示し、その側に小さく「保存料、着色料」と 表示

- 4. 本ガイドラインを含む食品添加物に関する普及、啓発
  - (1) 本ガイドラインは、食品関連事業者等が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行う際に用いることができるものであり、これによって表示禁止事項に該当するおそれが高い食品添加物の不使用表示が防止されることが期待される。このため、行政、事業者団体は、食品関連事業者等に対して、本ガイドラインの活用方法について普及、啓発を行うことが重要である。

また、食品関連事業者等は、意図せずに食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高い表示をしてしまうことを防ぐため、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識を更に深めることも重要である。あわせて、消費者が表示をどのように受け止めるのかについて考えた上で、正しい情報が伝わるよう表示内容を検討することも重要である。

(2) 行政は、消費者が食品添加物の不使用表示がなされている食品に対して 正しい商品の選択ができるよう、本ガイドラインについて消費者に普及、 啓発を行うことが重要である。

また、現在、消費者庁では、消費者における食品添加物への理解度を継続的に調査しているところである。あわせて、行政、消費者団体、事業者団体等では、表示制度を含む食品添加物に関する普及、啓発を実施しており、それぞれの強みをいかして連携し、対象とする世代に応じたアプローチを行っているところである。これら取組を引き続き行い、消費者における食品添加物への理解を更に深めていくことも重要である。

5. 本ガイドラインに基づく表示の見直し

本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるものであり、同基準第9条に新たな規定を設けるものではないことから、本来であれば特段の経過措置期間を要するものではない。

しかし、食品表示基準第9条の解釈を示す食品表示基準Q&Aが曖昧等の理由により、現在、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示が行われている可能性がある。今回、禁止事項に該当するか否かのメルクマールが明確になったことを踏まえ、食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて速やかに表示の点検を行うことが必要である。その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、2年程度(令和6年3月末)の間に、適宜、表示の見直しを行うことが求められる。

なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通する ことはやむを得ないと考えるが、2年に満たない間においても、可能な限り速 やかに見直しを行うことが望ましい。